

平成 26 年(2014 年)11 月 21 日
子ども・子育て支援審議会資料

(仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画
《 素 案 》

平成 26 年(2014 年)11 月

吹 田 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
第2章 吹田市の子どもと家庭を取り巻く状況	2
1. 人口等の基本的指標	2
2. 母子保健	6
3. 各種相談	10
4. 保育所・幼稚園	12
5. 地域の親子への子育て支援	16
6. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	21
第3章 計画の目標値等	30
1. 教育・保育提供区域の設定	30
2. 教育・保育の現状と確保方策	36
3. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策	47
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	62
5. その他計画に記載する事項（任意記載事項）	63
6. 子ども・子育て支援関連施策	65
第4章 計画の推進に向けて	66
参考資料	67
1. 吹田市子ども・子育て支援審議会	67
2. 検討経過	70
3. アンケート調査結果概要	72
4. 基本指針（抜粋）	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景及び趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年（2003年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけており、本市でも平成17年（2005年）3月に「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援の充実をめざして、様々な取り組みを進めてまいりました。さらに、平成22年（2010年）3月には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕）」を策定しました。本計画は、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する計画としています。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度（2015年度）から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになりました。

すべての自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

2. 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。

3. 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度として、平成31年度（2019年度）までの5年間を計画期間とします。

第2章 吹田市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の基本的指標

(1) 人口・世帯数の推移

人口は平成23年に増加に転じ、平成25年は前年に比べ3,522人増加しています。世帯数については年々増加傾向となっています。

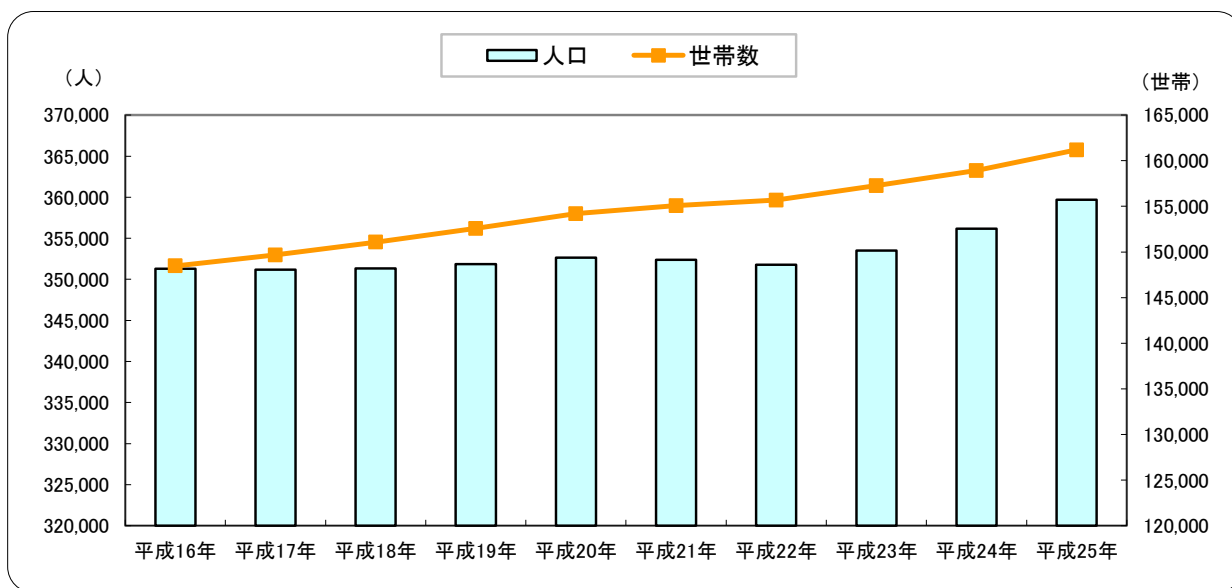


図1 人口・世帯数の推移

表1 人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人口	351,283	351,168	351,343	351,868	352,626	352,366	351,771	353,493	356,167	359,689
世帯数	148,482	149,679	151,067	152,572	154,196	155,081	155,679	157,273	158,925	161,187

資料：市民課

注：平成23年までは、住民基本台帳と外国人登録の合計の人口数です。
平成24年度より、住民基本台帳の人口数です。外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法が適用されることになりました。

(2) 出生数の推移

出生数は平成23年に増加に転じ、平成25年は前年に比べ32人増加しています。

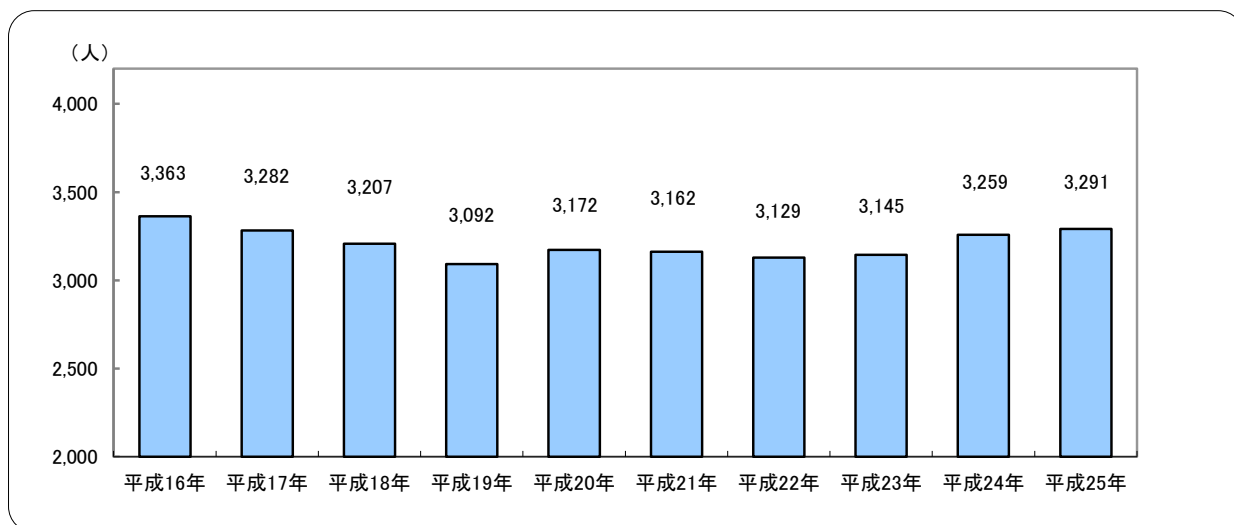


図2 出生数の推移

資料:総務室

(3) 児童数の推移

0歳から5歳の就学前児童数は、平成24年に増加に転じ、平成25年は前年に比べ849人増加しています。

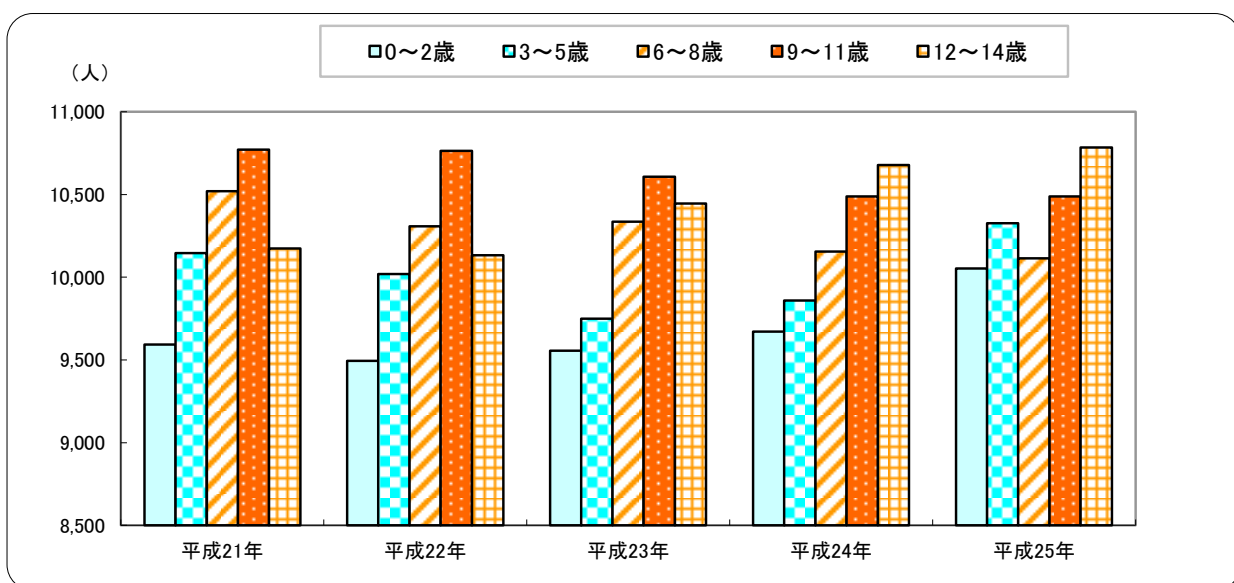


図3 児童数の推移(15歳未満・3歳区分)

表2-1 児童数の推移(15歳未満・3歳区分) 各年4月1日現在

年齢区分(歳)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～2	9,592	9,495	9,555	9,672	10,053
3～5	10,146	10,020	9,750	9,859	10,327
0～5(計)	19,738	19,515	19,305	19,531	20,380
6～8	10,519	10,307	10,335	10,155	10,114
9～11	10,771	10,763	10,607	10,488	10,489
12～14	10,173	10,132	10,445	10,678	10,784
15歳未満(計)	51,201	50,717	50,692	50,852	51,767

資料:市民課

表2-2 児童数の推計(0～11歳) 各年4月1日現在

年齢区分(歳)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0	2,937	2,875	2,828	2,776	2,725
1,2	6,678	6,452	6,307	6,187	6,082
3～5	10,521	10,643	10,735	10,595	10,273
0～5(計)	20,136	19,970	19,870	19,558	19,080
6～8	10,007	10,220	10,293	10,413	10,323
9～11	10,277	10,243	10,005	9,985	10,194
6～11(計)	20,284	20,463	20,298	20,398	20,517
0～11(計)	40,420	40,433	40,168	39,956	39,597

資料:子育て支援室

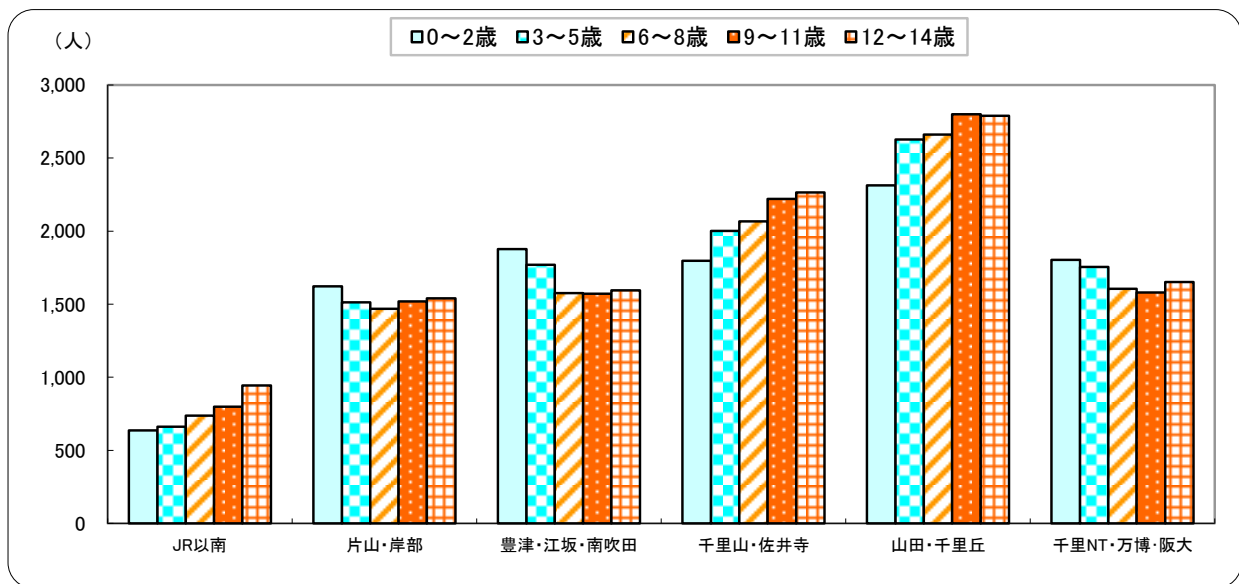


図4 ブロック別児童数(15歳未満・3歳区分)

表3 ブロック別児童数の状況(15歳未満)

平成25年4月1日現在

ブロック 年齢(歳)	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂・南吹田	千里山・佐井寺	山田・千里丘	千里NT・万博・阪大	総数
0	208	516	639	590	713	544	3,210
1	216	549	624	578	777	643	3,387
2	213	558	614	630	824	617	3,456
0~2(計)	637	1,623	1,877	1,798	2,314	1,804	10,053
3	226	447	582	655	847	596	3,353
4	227	558	607	676	905	611	3,584
5	208	508	580	671	875	548	3,390
3~5(計)	661	1,513	1,769	2,002	2,627	1,755	10,327
0~5(計)	1,298	3,136	3,646	3,800	4,941	3,559	20,380
6	230	468	524	688	905	553	3,368
7	250	500	531	671	857	551	3,360
8	258	501	521	707	898	501	3,386
6~8(計)	738	1,469	1,576	2,066	2,660	1,605	10,114
9	247	532	557	730	961	540	3,567
10	249	502	475	765	913	490	3,394
11	303	485	539	725	926	550	3,528
9~11(計)	799	1,519	1,571	2,220	2,800	1,580	10,489
12	299	495	532	744	958	500	3,528
13	314	515	528	742	916	543	3,558
14	332	530	535	778	915	608	3,698
12~14(計)	945	1,540	1,595	2,264	2,789	1,651	10,784
15歳未満(計)	3,780	7,664	8,388	10,350	13,190	8,395	51,767
人口総数	35,056	53,902	62,392	62,985	80,500	65,172	360,007

資料:市民課

注:前月末日現在の住民登録の数と満年齢で集計を行っています。
万博・阪大ブロックは人口が少ないため、千里NTブロックに足し上げて表示しています。

平成25年4月1日現在

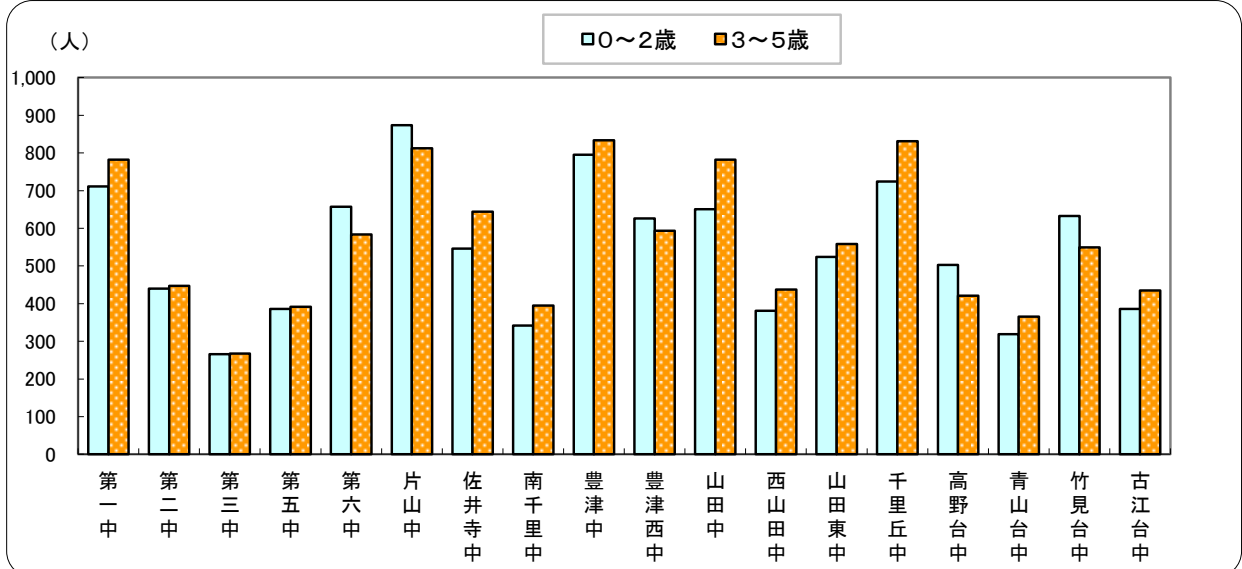


図5 中学校区別乳幼児数の状況(3歳区分)

資料:子育て支援室

2. 母子保健

(1) 妊婦（両親）教室

表4 妊婦(両親)教室受講者数の状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊婦・ 出産編	開催回数	回 36	36	36	36	36	
	実人数	妊婦	人 393	365	421	383	413
		家族(夫)	42	57	46	47	45
		総数	435	422	467	430	458
	延人数	妊婦	人 819	795	868	799	852
		家族(夫)	64	71	80	72	73
		総数	883	866	948	871	925
	父親育 児編	開催回数	回 12	12	12	12	12
		実人数 (延人数)	妊婦	人 363	368	342	362
家族(夫)			389	394	377	393	367
総数			752	762	719	755	703

資料:保健センター

対象:「妊婦・出産編」(3回シリーズ)吹田市在住の妊婦とその家族
「父親育児編」吹田市在住の妊娠7ヶ月以降の妊婦の配偶者で初めて父親になる人

(2) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

とりわけ未熟児訪問指導数が増えています。育児不安の軽減や虐待予防の観点から妊娠中及び出産後早期の支援が求められている中、妊娠届出書や医療機関からの連絡をもとに支援の必要な方を的確に把握し、訪問などの支援に努めています。

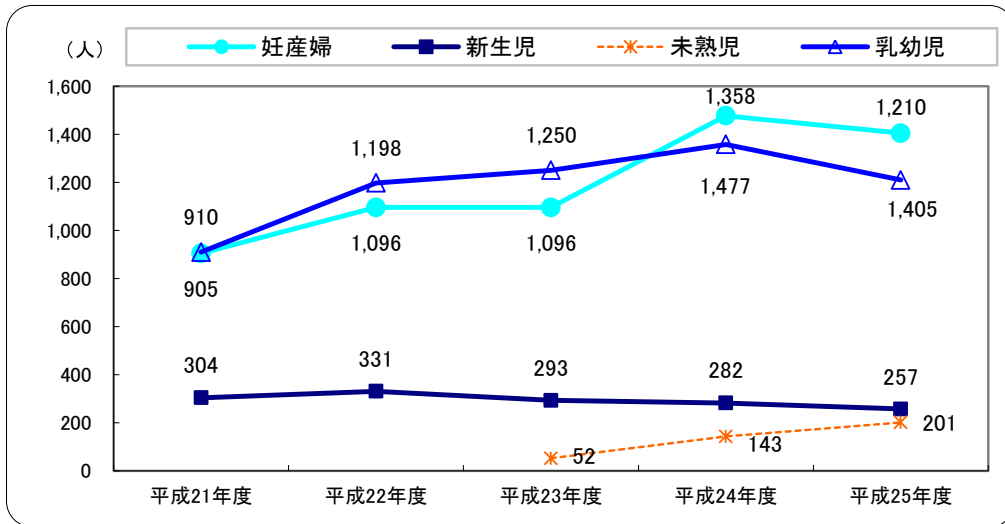


図6 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導(実人数)の推移

表5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の推移

区分		平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊産婦	実人数	905	1,096	1,096	1,477	1,405
	延人数	923	1,129	1,185	1,735	1,671
新生児	実人数	304	331	293	282	257
	延人数	312	334	302	291	272
未熟児	実人数	—	—	52	143	201
	延人数	—	—	57	158	235
乳幼児	実人数	910	1,198	1,250	1,358	1,210
	延人数	1,072	1,475	1,701	1,715	1,508

資料:保健センター

注:平成23年10月1日から一部(生下時体重2001g~2499g)の未熟児、平成25年4月からはすべての未熟児に対して訪問を実施(一部の身体障がい児については、吹田保健所が実施)

表6 出生児に対する訪問指導の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生児	3,184	3,090	3,135	3,222	3,286
訪問指導人数	963	1,073	1,103	1,161	1,329
訪問率	30.2%	34.7%	35.2%	36.0%	40.4%

資料:市民課、保健センター

注:新生児期、乳児期に訪問した実人数

(3) 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）

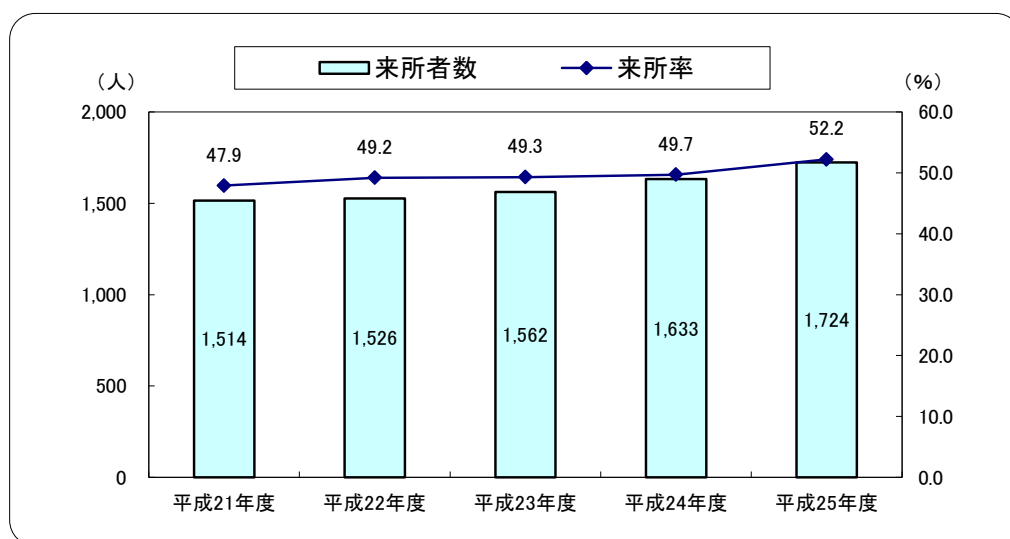


図7 すくすく赤ちゃんクラブの来所状況

表7 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）の状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数		人 3,162	3,104	3,170	3,286	3,313
4 か 健 診 児	受診児数	人 3,060	3,028	3,073	3,173	3,184
	受診率	% 96.8	97.6	96.9	96.6	96.1
す く す く 赤 ち ゃ ん ク ラ ブ	回数	回 69	78	83	84	85
	来所者数	人 1,514	1,526	1,562	1,633	1,724
	来所率	% 47.9	49.2	49.3	49.7	52.2

資料：保健センター

(4) 離乳食講習会

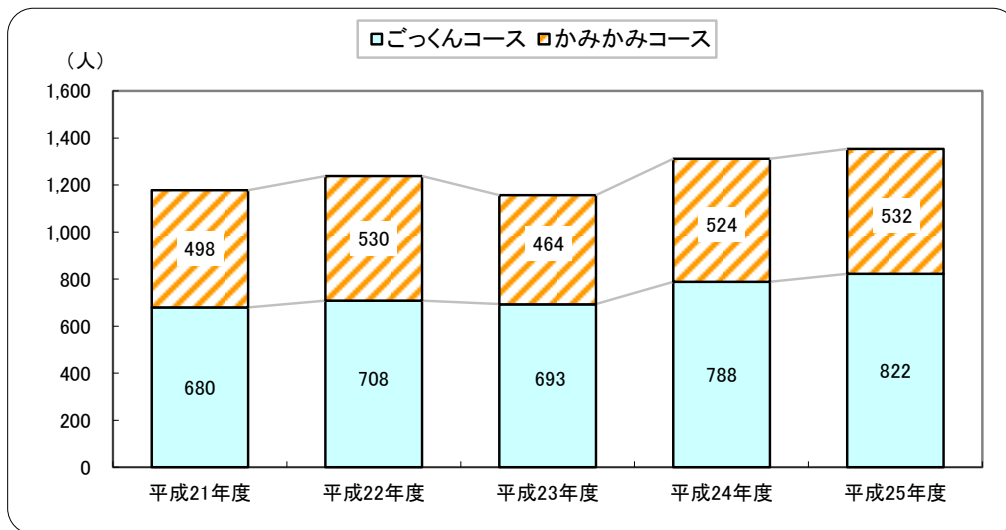


図8 離乳食講習会受講者数の状況

資料:保健センター

- 注: 1) 各コースの対象 ごっくんコース・・・生後5～6か月前後の乳児を持つ保護者
かみかみコース・・・生後9～11か月前後の乳児を持つ保護者
2) 開催回数については、各コース24回(平成25年度は計50回)実施しています。

(5) 1歳6か月児健診・3歳児健診

表8 1歳6か月児健診の状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児数		3,215	3,287	3,256	3,233	3,495
内科健診	受診児数	3,080	3,188	3,120	3,146	3,364
	()個別内科健診受診児数	(1,139)	(1,175)	(1,129)	(1,113)	(1,170)
	受診率	95.8%	97.0%	95.8%	97.3%	96.3%
歯科健診	受診児数	2,939	3,052	3,037	3,023	3,281
	受診率	91.4%	92.9%	93.3%	93.5%	93.9%

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

表9 3歳児健診の状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児数		3,350	3,236	3,263	3,366	3,421
内科健診	受診児数	2,961	2,826	2,878	3,052	3,030
	()個別内科健診受診児数	(2,003)	(1,969)	(1,987)	(2,032)	(1,880)
	受診率	88.4%	87.3%	88.2%	90.7%	88.6%
歯科健診	受診児数	2,554	2,507	2,576	2,733	2,779
	受診率	76.2%	77.5%	78.9%	81.2%	81.2%

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

(6) 育児支援家庭訪問事業

表10 育児支援家庭訪問事業の状況

区分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
専門的支援	保護者に対すること	実人数	42	194	125	88	90
		延人数	71	372	298	209	253
	子どもに対すること	実人数	259	420	348	277	218
		延人数	360	774	780	523	460
育児・家事等の援助(訪問)		実件数	9	14	26	16	18
		延件数	85	103	334	367	272

資料:保健センター、子育て支援室

注:専門的支援については、保健センターが平成17年9月から実施
また、育児・家事等の援助については、子育て支援室が平成18年9月から実施。

3. 各種相談

(1) 子育て相談

のびのび子育てプラザでの開設により、平成23年度より電話だけでなく、ロビーワーカーを配置し、利用している親子を見守りながら子育て相談を受けるなど相談の機会を拡大し、相談件数は増加しています。

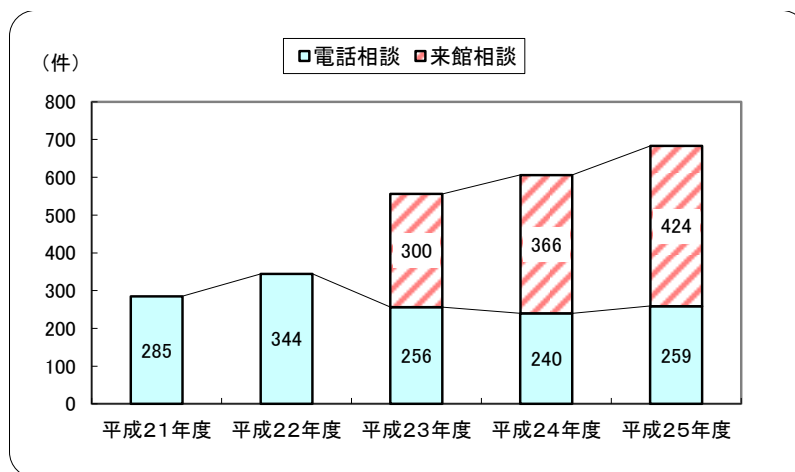


図9 子育て相談件数の推移

注:平成23年度にのびのび子育てプラザで来館相談を開始

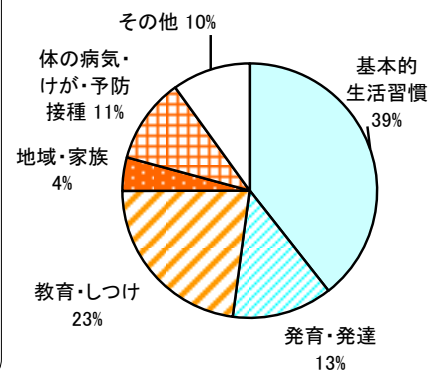


図9 平成25年度相談内容の内訳

資料:のびのび子育てプラザ

(2) 教育センター来所・電話相談

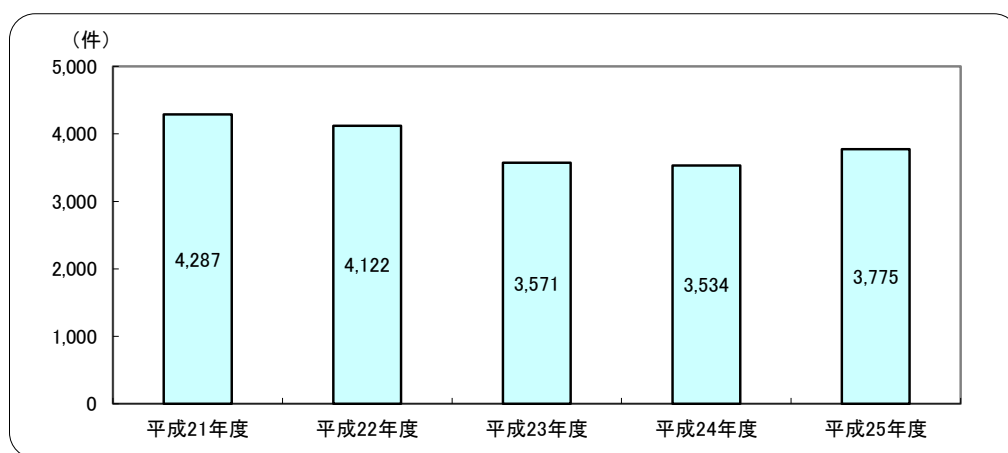


図10 教育センター来所・電話相談延件数の推移

資料:教育センター

(3) 児童虐待相談

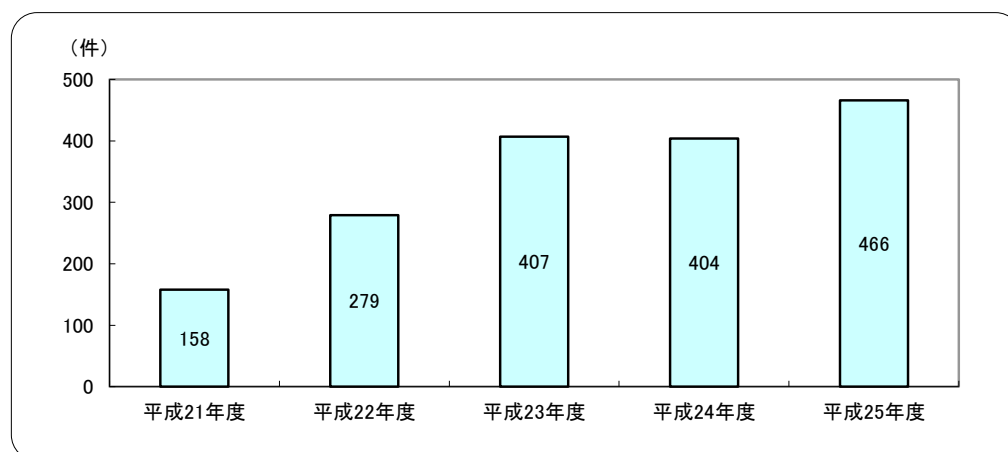


図11 児童虐待相談件数の推移

資料:子育て支援室

4. 保育所・幼稚園

(1) 保育所

保育所待機児童数は平成25年度に増加に転じ、前年に比べ98人増加しています。

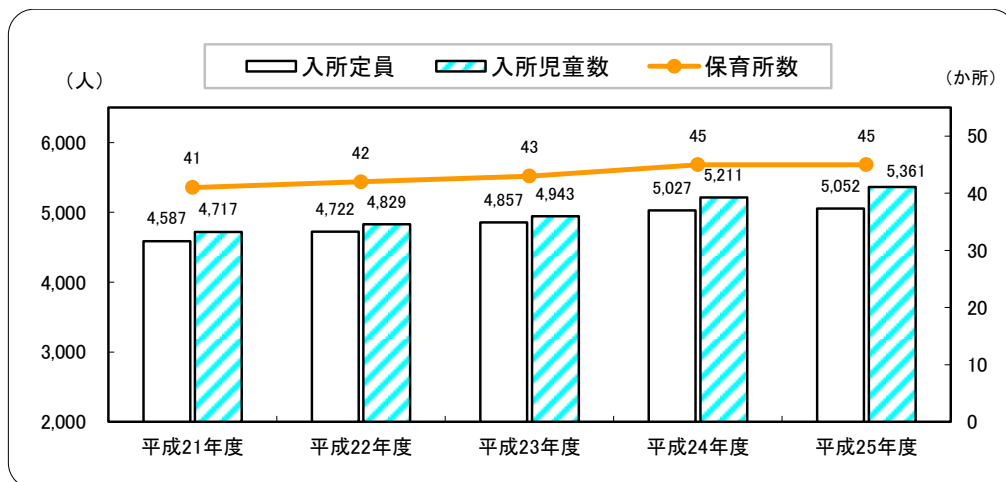


図12 保育所の状況

表11 保育所数・入所定員・入所児童数の推移 各年度4月1日現在

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数	総数	41	42	43	45	45
	公立	18	18	18	18	18
	私立	23	24	25	27	27
入所定員	総数	4,587	4,722	4,857	5,027	5,052
	公立	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	私立	2,475	2,610	2,745	2,915	2,940
入所児童数	総数	4,717	4,829	4,943	5,211	5,361
	公立	2,094	2,092	2,070	2,106	2,152
	私立	2,623	2,737	2,873	3,105	3,209

資料: 保育幼稚園課

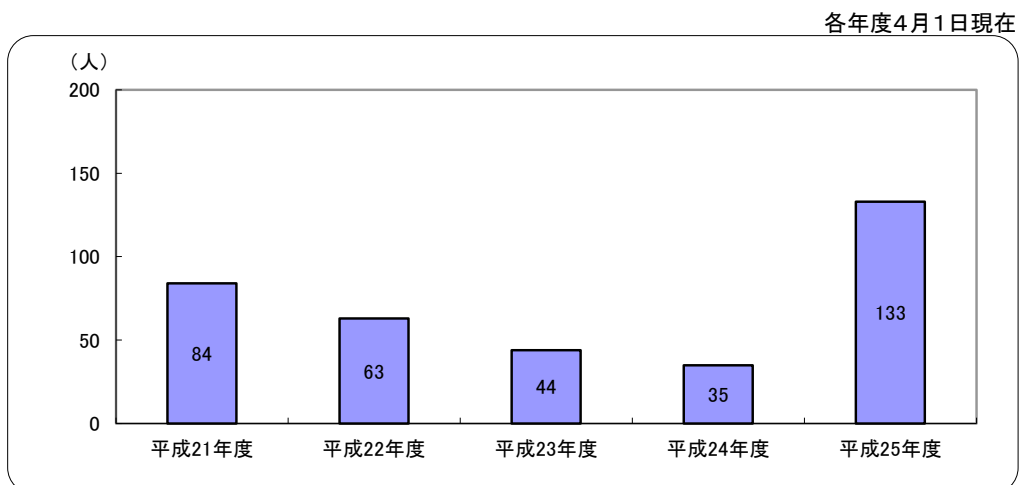


図13 保育所待機児童数の推移

資料: 保育幼稚園課

(2) 一時預かり

平成 23 年度に実施か所数が 7 か所から 10 か所に増えたことにより、利用日数も増加しています。特に非定型の利用が増加しており、ニーズが高まっています。

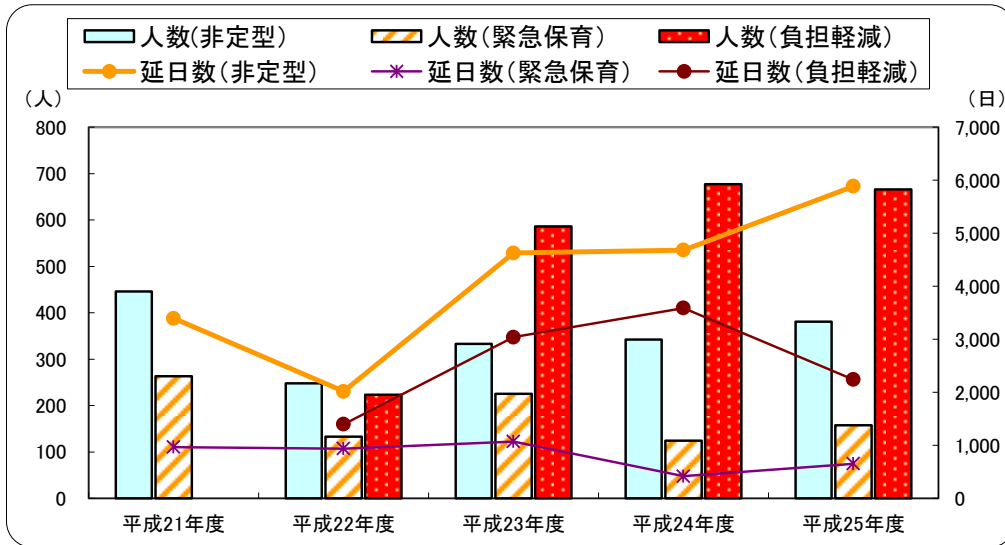


図14 一時預かり利用状況

表12 一時預かり利用状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	か所 7	7	10	10	10
人数(総数)	人 709	604	1,144	1,143	1,204
人数(非定型)	446	248	333	342	381
人数(緊急保育)	263	133	225	124	157
人数(負担軽減)	—	223	586	677	666
延日数(総数)	日 4,361	4,353	8,741	8,690	9,920
延日数(非定型)	3,395	2,018	4,628	4,683	5,886
延日数(緊急保育)	966	937	1,072	418	654
延日数(負担軽減)	—	1,398	3,041	3,589	2,241

資料：保育幼稚園課、のびのび子育てプラザ

※平成21年度までは負担軽減は緊急保育の数に含まれています。

(3) 緊急保育

表13 緊急保育利用状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	43	65	67	56	63
延日数	1,029	1,757	1,935	1,082	1,865

資料: 保育幼稚園課

(4) 病児・病後児保育

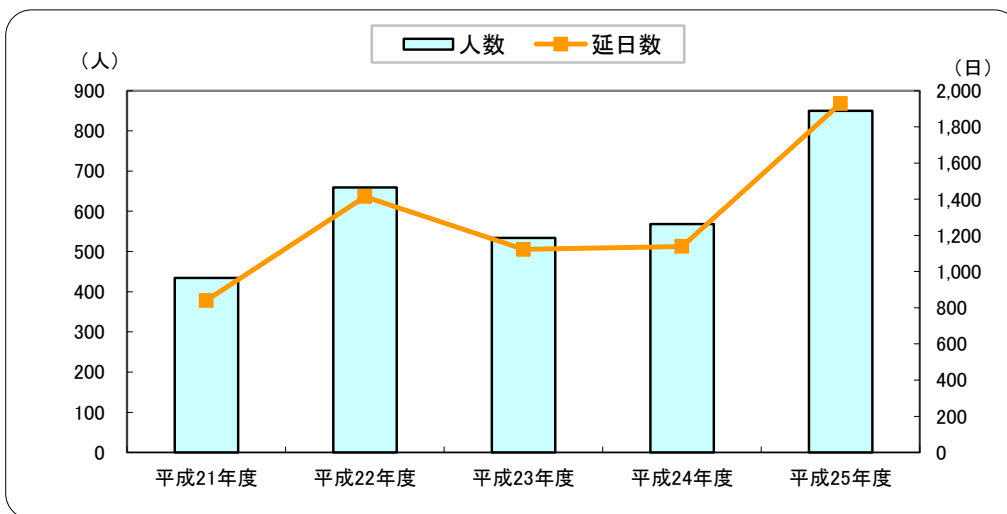


図15 病児病後児保育利用状況

表14 病児病後児保育利用状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	2	2	2	(注) 3	2
人数	434	659	534	568	850
延日数	840	1,414	1,123	1,139	1,929

資料: 保育幼稚園課

(注) 平成25年3月に病後児保育室1か所閉室、病児・病後児保育室1か所開室

(5) 幼稚園

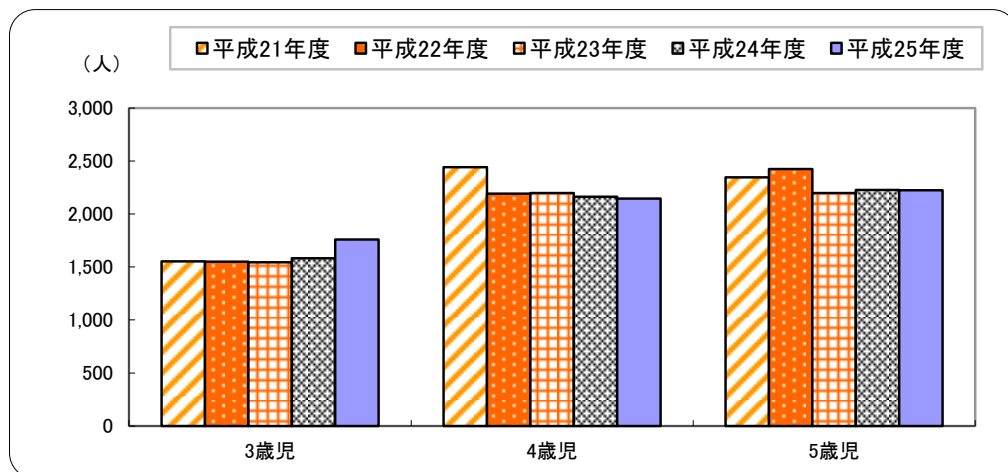


図16 幼稚園在園児の状況

表15 幼稚園在園児の状況 各年度5月1日現在

年齢	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3歳児	1,552	1,552	1,546	1,584	1,759
4歳児	2,443	2,193	2,198	2,165	2,145
5歳児	2,346	2,426	2,198	2,227	2,224
総数	6,341	6,171	5,942	5,976	6,128

資料: 保育幼稚園課

注: 吹田市内在住者で市外幼稚園在籍者を含む

5. 地域の親子への子育て支援

(1) 地域子育て支援センター

表16 地域子育て支援センターの状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児教室	3,560	3,629	3,485	3,513	3,613
育児相談	3,670	4,233	3,770	3,199	3,881
園行事	25,637	29,358	26,117	25,597	23,714
子育てサークル支援	13,261	18,142	16,151	17,476	15,201
園庭開放	10,728	12,857	11,754	13,828	12,495

資料:子育て支援室

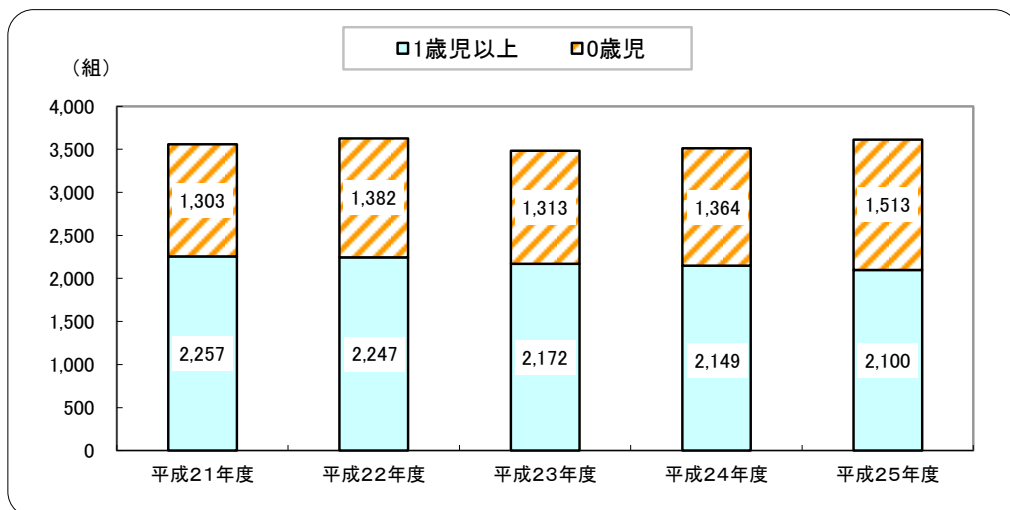


図17 育児教室参加組数の推移

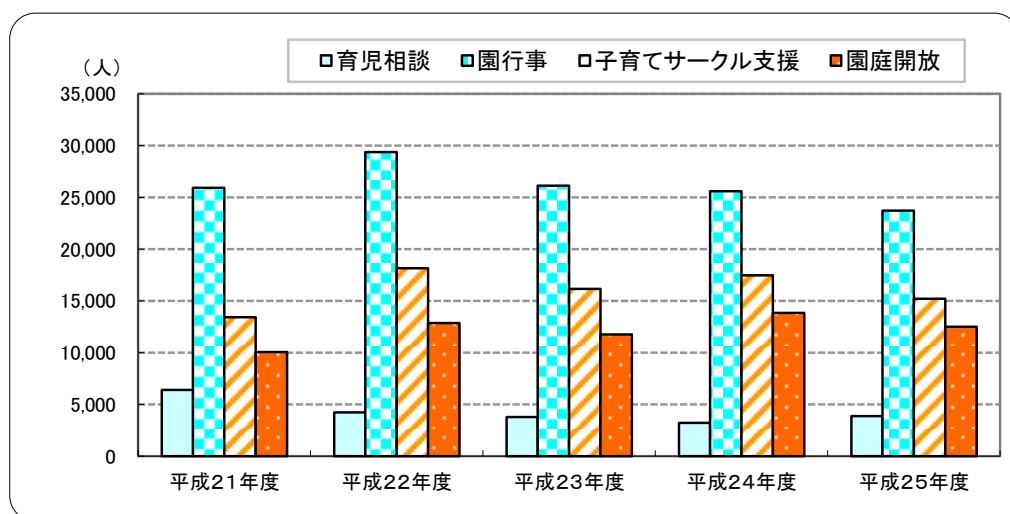


図18 園行事等の参加者数の推移

(2) 子育て広場

子育て広場は、開設か所数の増加により、利用者も増加傾向にあります。

表17 子育て広場開設か所数と利用者数の状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開設か所数		6	7	8	8	8
利用者数	大人	10,617	13,686	14,079	15,175	19,301
	乳幼児	12,273	15,583	16,299	18,012	17,102

資料: 子育て支援室

(3) 子育てサロン (地区福祉委員会による)

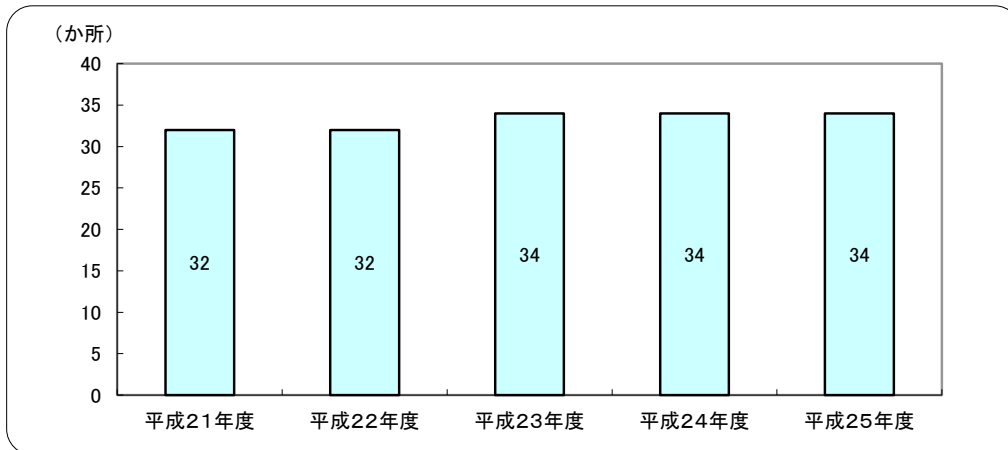


図19 子育てサロン実施か所数の推移

資料: 社会福祉協議会

(4) ブックスタート

表18 絵本配布数の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
配布冊数	2,343	2,316	2,641	2,738	2,622
※ 配布率	73.5	74.6	83.1	83.4	80.0

※4か月児健診対象児に対する配布割合

資料: 中央図書館

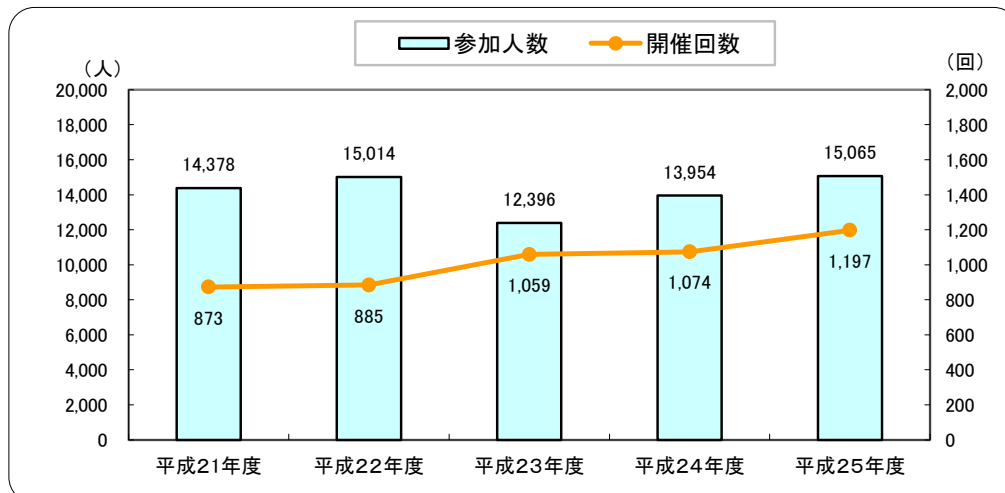


図20 ブックスタートのひろばの状況

資料: 中央図書館

(5) 児童会館・児童センター

児童会館・児童センターでは、幼児教室の実施など小学生だけでなく就学前の親子の居場所になるよう取組んできた結果、乳幼児の利用が伸びています。

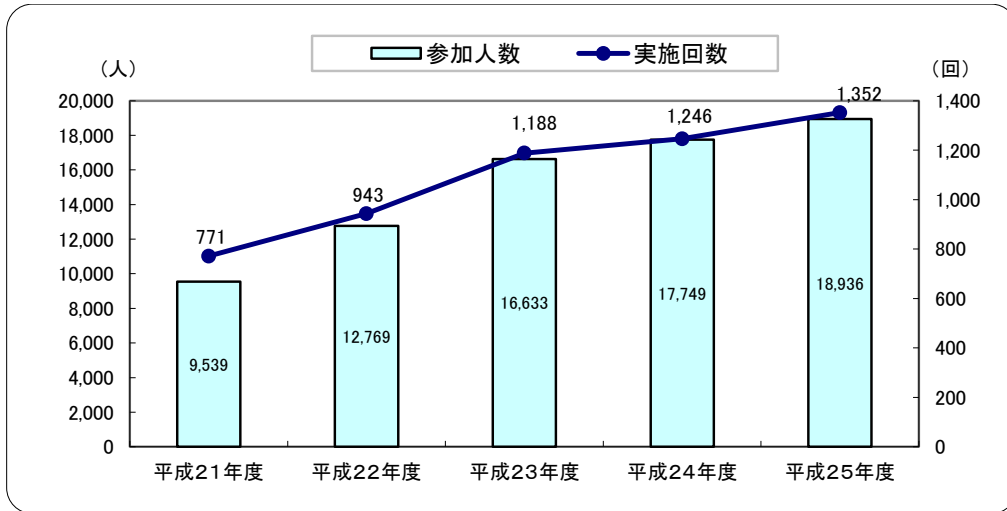


図21 幼児教室実施状況

資料:子育て支援室

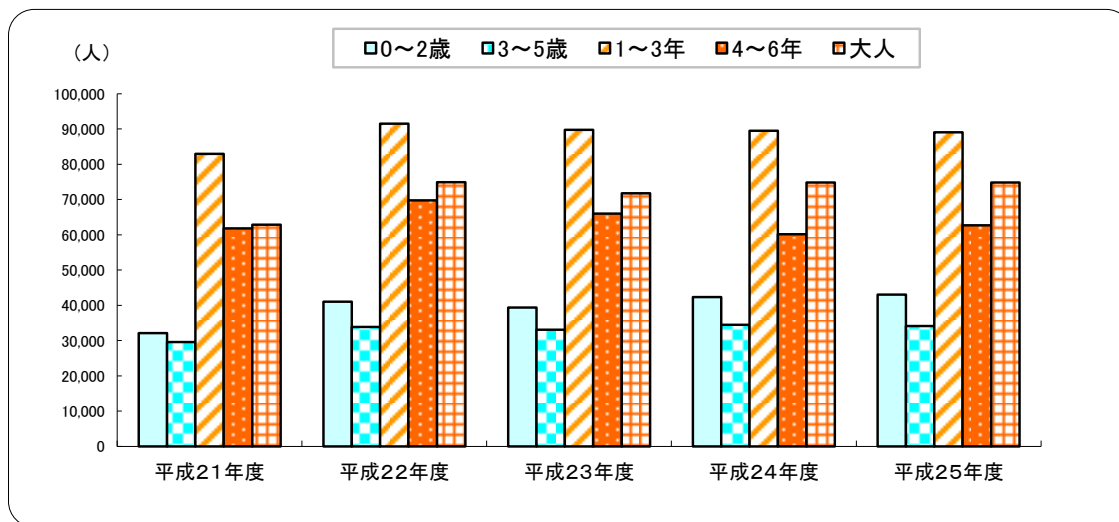


図22 児童会館・児童センター利用者数の推移

資料:子育て支援室

表19 児童会館・児童センターの年齢(3歳区分)別延べ利用者数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0~2歳	32,110	41,006	39,349	42,325	43,069
3~5歳	29,653	33,904	33,131	34,485	34,155
小学0~3年	82,988	91,563	89,810	89,566	89,104
小学4~6年	61,877	69,813	66,060	60,146	62,760
子ども(計)	206,628	236,286	228,350	226,522	229,088
大人	62,889	74,921	71,830	74,831	74,851

資料:子育て支援室

(6) ファミリー・サポート・センター

活動件数は平成 24 年度にかけて減少傾向で推移してきましたが、平成 25 年度には増加に転じ、依頼会員数・援助会員数はともに増加傾向にあります。

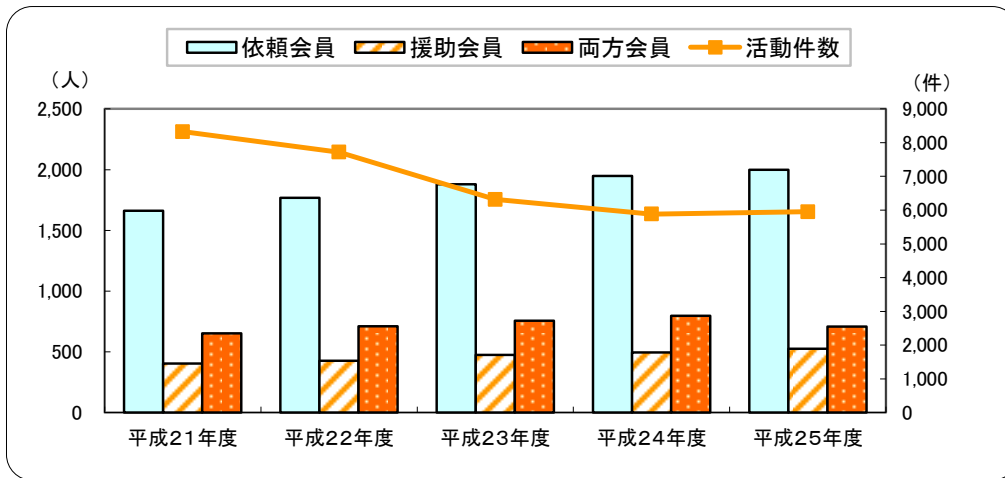


図23 ファミリー・サポート・センター事業の状況

表20 ファミリー・サポート・センター事業の状況 各年度末人数及び件数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員	1,662	1,768	1,879	1,947	1,999
援助会員	403	425	474	495	524
両方会員	652	710	756	797	706
活動件数	8,328	7,718	6,318	5,882	5,951

資料: のびのび子育てプラザ

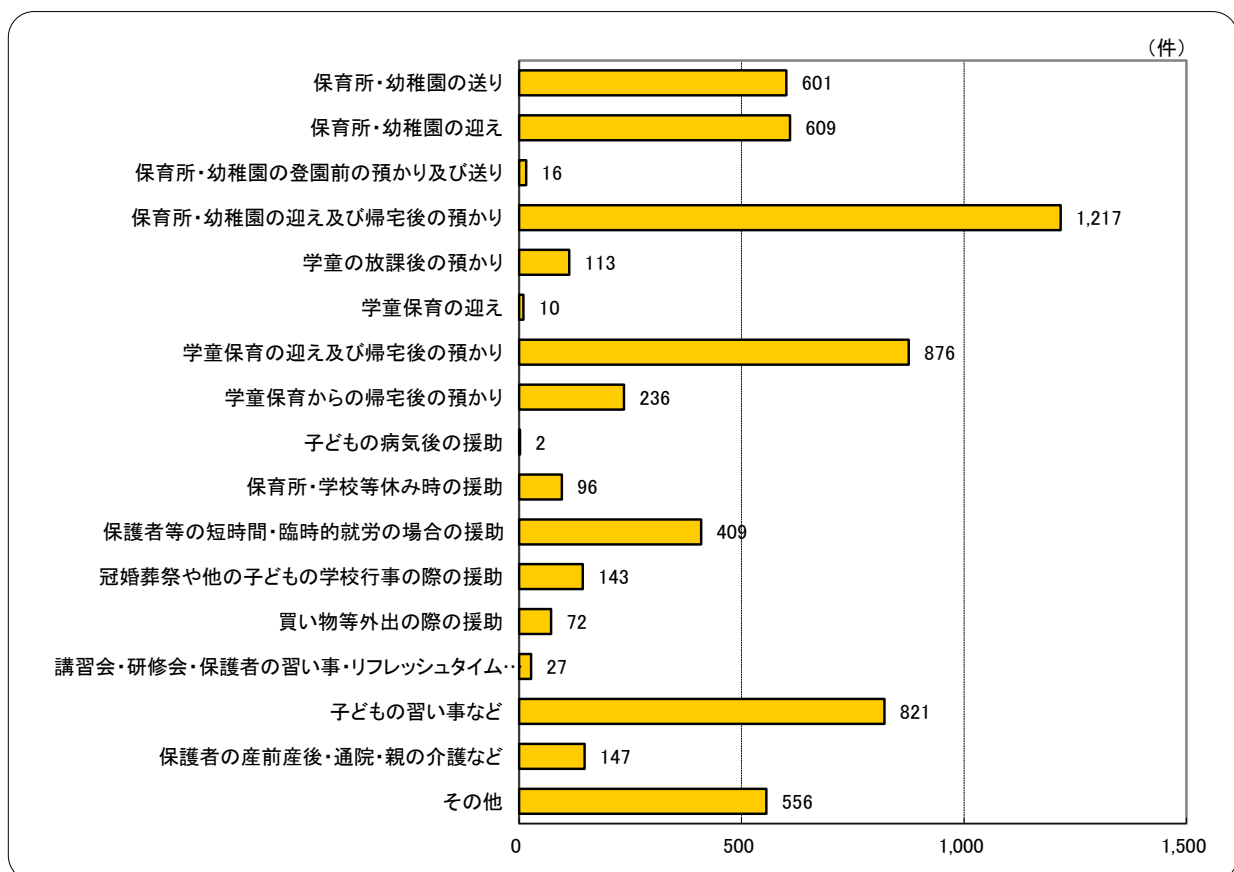


図24 平成25年度 ファミリー・サポート・センター活動内容別件数

資料: のびのび子育てプラザ

(7) ショートステイ

表21 ショートステイ事業の状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	2人	3	4	7	10
延日数	22日	14	20	34	48

資料:子育て支援室

(8) 留守家庭児童育成室

各年度3月1日現在

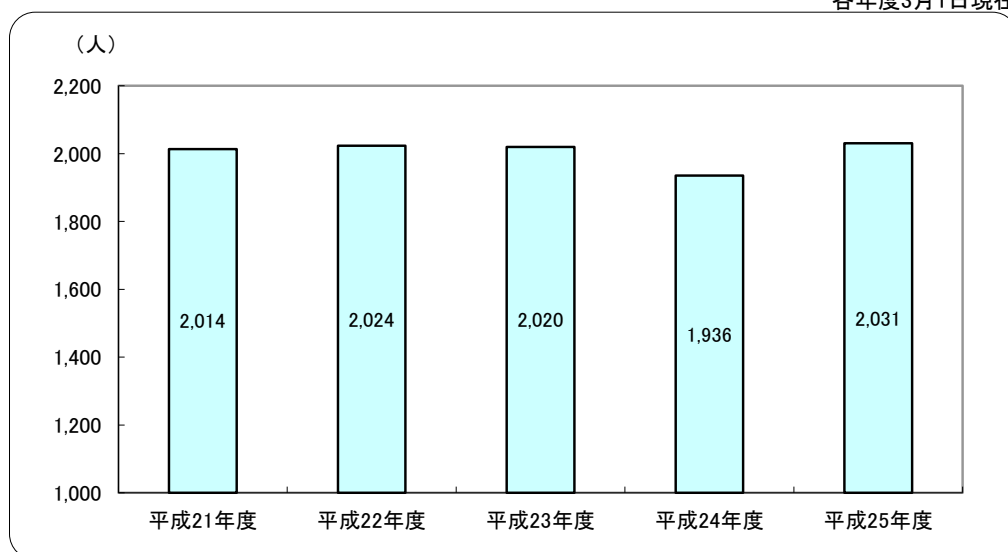


図25 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移

資料:児童育成課

6. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況をたずねたところ、就学前児童の母親では「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く48.5%となっており、年齢が上がるにつれて、働いていない割合が減少しています。

表22 就学前児童の母親の就労状況

	フルタイムで働いている	フルタイムで働いているが、今は休業中（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなどで働いている	パート・アルバイトなどで働いているが、今は休業中（産休・育休・介護休業中）	以前は働いていたが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明	合計
0歳【N=334】	2.5%	5.1%	1.0%	0.5%	12.4%	1.0%	0.3%	23.0%
1歳【N=229】	3.7%	0.8%	1.7%	0.1%	8.5%	0.6%	0.3%	15.7%
2歳【N=232】	3.2%	0.4%	2.0%	0.0%	8.5%	1.6%	0.2%	16.0%
3歳【N=234】	3.0%	0.3%	4.1%	0.1%	7.6%	1.0%	0.1%	16.1%
4歳【N=193】	2.8%	0.2%	3.6%	0.1%	5.6%	1.0%	0.0%	13.3%
5歳【N=196】	2.6%	0.2%	4.3%	0.0%	4.9%	1.3%	0.2%	13.5%
不明【N=36】	0.7%	0.0%	0.4%	0.0%	0.9%	0.3%	0.1%	2.5%
合計	18.6%	7.0%	17.1%	0.7%	48.5%	6.9%	1.2%	100.0%

また、小学生の母親では「パート・アルバイトなどで働いている」が最も多く43.0%となっており、「フルタイムで働いている」と「パート・アルバイトなどで働いている」を合わせると、6割を超えています。

表23 小学生の母親の就労状況

	フルタイムで働いている	フルタイムで働いているが、今は休業中（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなどで働いている	パート・アルバイトなどで働いているが、今は休業中（産休・育休・介護休業中）	以前は働いていたが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明	合計
1年生【N=228】	3.6%	0.1%	5.3%	0.0%	4.4%	2.1%	0.2%	15.6%
2年生【N=245】	3.9%	0.0%	6.4%	0.1%	4.2%	1.6%	0.6%	16.8%
3年生【N=225】	2.7%	0.1%	7.8%	0.0%	2.9%	1.4%	0.5%	15.4%
4年生【N=225】	3.1%	0.1%	6.6%	0.1%	3.2%	1.8%	0.6%	15.4%
5年生【N=213】	3.1%	0.0%	6.6%	0.1%	3.6%	1.0%	0.2%	14.6%
6年生【N=237】	3.4%	0.0%	7.7%	0.1%	3.0%	1.7%	0.2%	16.2%
不明【N=89】	1.8%	0.0%	2.7%	0.0%	0.9%	0.6%	0.1%	6.1%
合計	21.5%	0.2%	43.0%	0.3%	22.1%	10.3%	2.5%	100.0%

(2) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況を就学前児童のいる家庭（1,454人）にたずねたところ、母親では「働いていなかった」が最も多く53.2%、父親では「育児休業を取らずに働いた」が最も多く84.6%となっています。

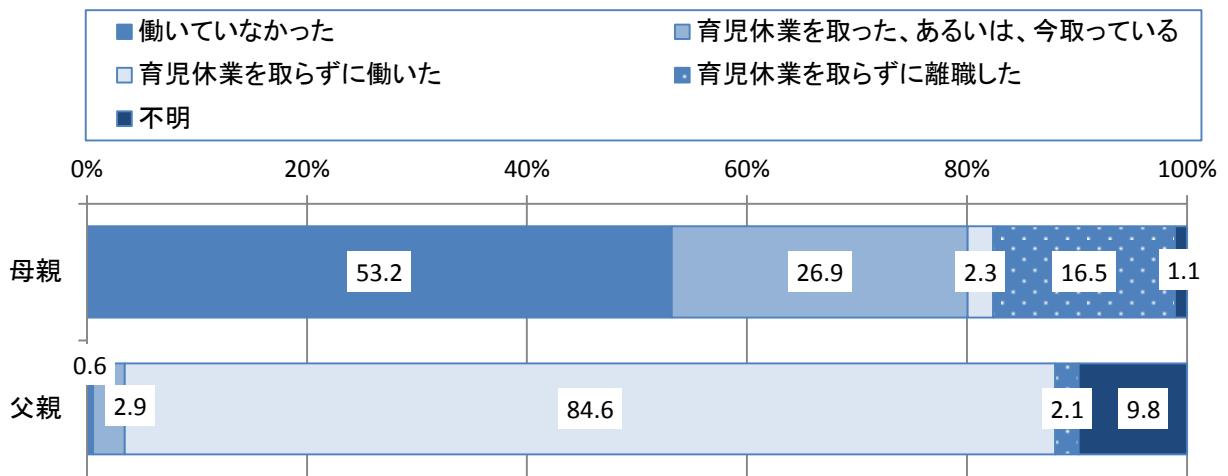


図26 育児休業の取得状況

(3) 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用

平日の定期的な幼稚園や保育所などの現在の利用状況と利用希望をたずねたところ、現在と希望の差をみると、希望の方が多いものは、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が最も多く39.5ポイント差、その次に「子育ての仲間が集まる場」が22.7ポイント差、「認定こども園」が16.9ポイント差となっています。

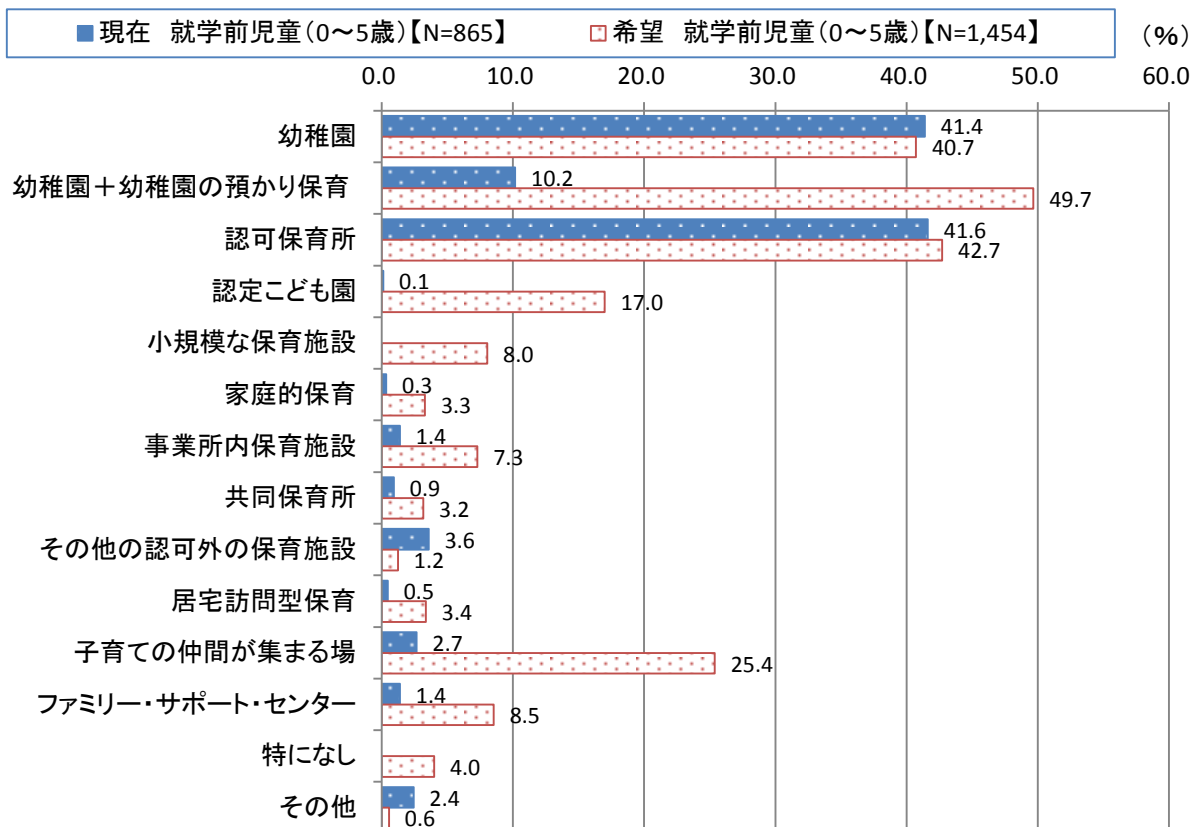


図27 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用

(4) 一時預かりなどの利用状況

保護者自身や配偶者の親の通院、不規則な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期に」利用しましたかについて、就学前児童のいる家庭（1,454人）にたずねたところ、「利用していない」が最も多く76.3%となっています。

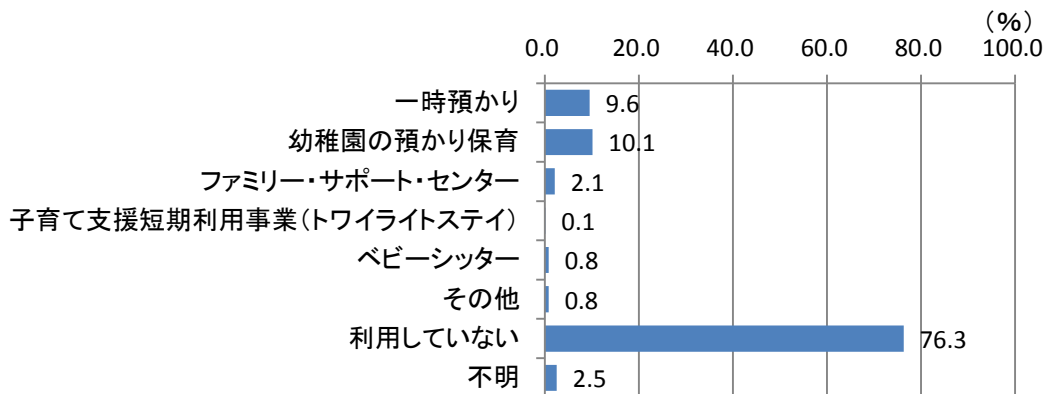


図28 一時預かりなどの利用状況

(5) 病児保育の利用希望

病児保育の利用希望について、就学前児童のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く51.9%となっています。母親の就労状況別にみると、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」で母親が「フルタイムで働いている」が最も多く52.2%となっています。

表24 就学前児童のいる家庭における病児保育の利用状況

単位：%

就学前児童のいる母親の就労状況	用た でき しめ たの れば い保 ば育 病 施 気 設 の 子 ど も を 利 の	利 用 し た い と 思 わ な い	不 明	
合計	[N=401]	44.4	51.9	3.7
フルタイムで働いている	[N=207]	52.2	44.9	2.9
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	[N=22]	50.0	50.0	0.0
パート・アルバイトなどで働いている	[N=146]	39.0	59.6	1.4
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	[N=1]	0.0	100.0	0.0
以前は働いていたが、今は働いていない	[N=22]	4.5	63.6	31.8
これまで働いたことがない	[N=2]	50.0	50.0	0.0

また、小学生のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く77.0%となっています。母親の就労状況別にみると、「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く30.8%となっています。

表25 小学生のいる家庭における病児保育の利用状況

単位：%

小学生のいる母親の就労状況	用た でき しめ たの れば い保 ば育 病 施 気 設 の 子 ど も を 利 の	利 用 し た い と 思 わ な い	不 明	
合計	[N=496]	20.0	77.0	3.0
フルタイムで働いている	[N=166]	28.3	69.3	2.4
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	[N=2]	0.0	100.0	0.0
パート・アルバイトなどで働いている	[N=308]	14.6	82.1	3.2
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	[N=0]	0.0	0.0	0.0
以前は働いていたが、今は働いていない	[N=13]	30.8	61.5	7.7
これまで働いたことがない	[N=1]	0.0	100.0	0.0

(6) 留守家庭児童育成室の利用状況

留守家庭児童育成室の利用を、小学1年生から3年生のいる家庭にたずねたところ、「利用している」が22.6%、「利用していない」が76.2%となっています。さらに、「利用していない」と答えた方に、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で、留守家庭児童育成室を利用したいかをたずねたところ、「今後も利用しない」が最も多く66.6%となっています。

表26 留守家庭児童育成室の利用状況 単位：%

	利用している	利用していない			不明
		利用したい	今後も利用しない	不明	
合計【N=698】	22.6	5.7	66.6	3.9	1.1
1年生【N=228】	27.2	7.9	60.1	3.5	1.3
2年生【N=245】	23.3	4.5	68.2	2.4	1.6
3年生【N=225】	17.3	4.9	71.6	5.8	0.4

(7) 子どもの遊び場

地域の子どもの遊び場について、日ごろ感じることをたずねたところ、就学前児童のいる家庭・就学児童のいる家庭ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています。

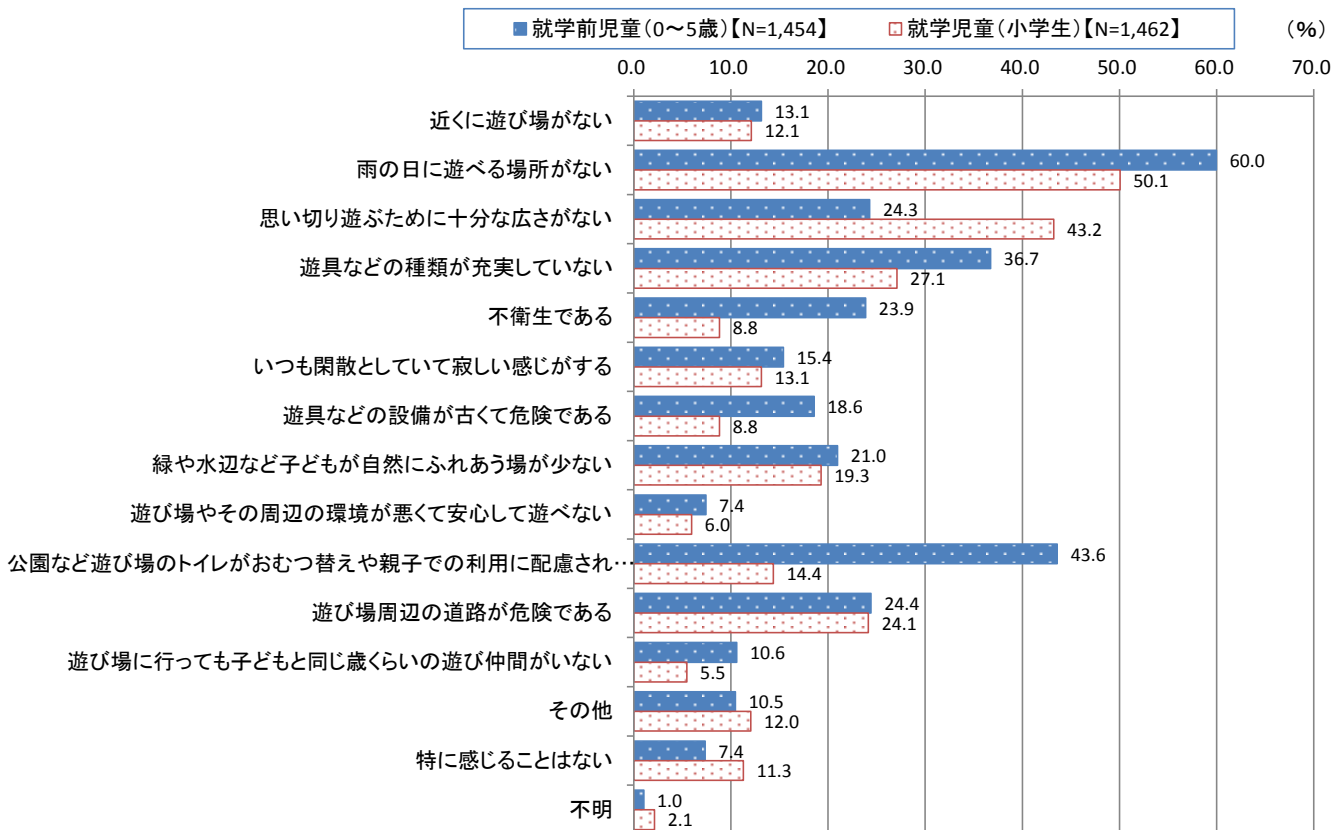


図29 子どもの遊び場について日ごろ感じる点

(8) 子育てに対する意識

子育てをする中で、どのような支援・対策を有効だと感じるかをたずねたところ、就学前児童のいる家庭では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多く 44.4%、就学児童のいる家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多く 60.3%となっています。

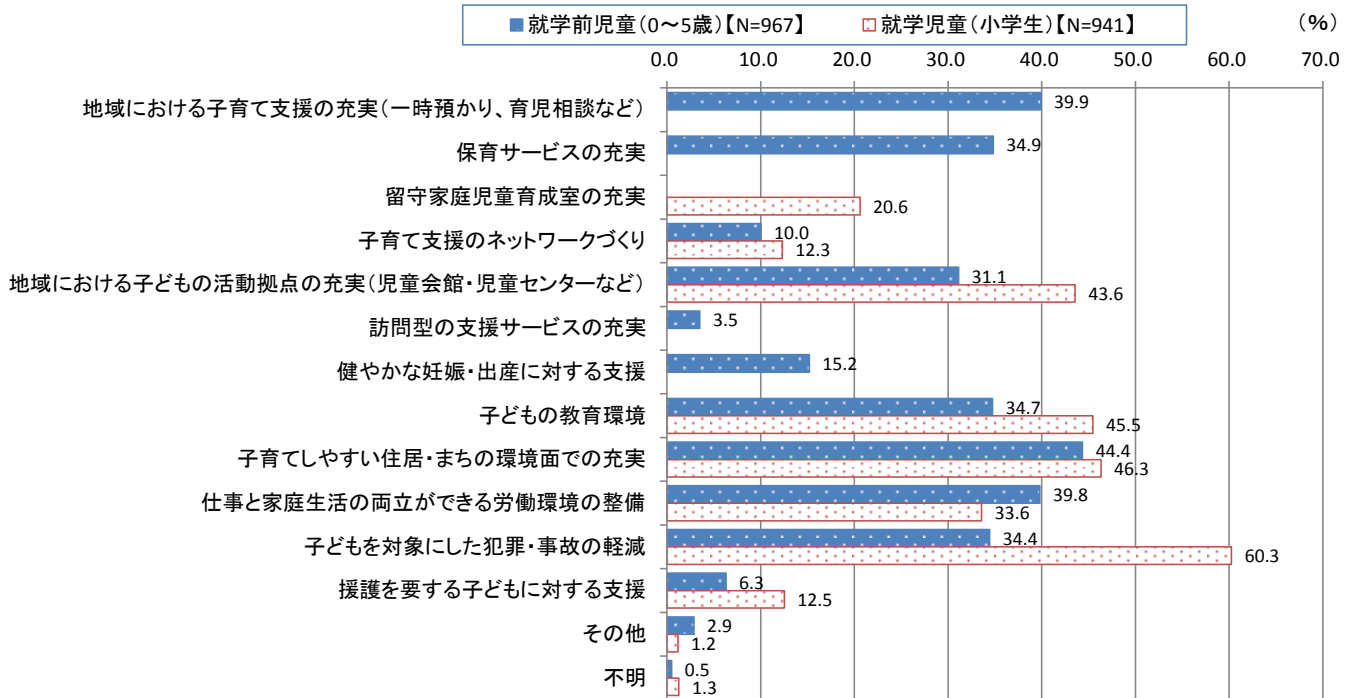


図30 子育てに対する有効な支援・対策

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策をたずねたところ、就学前児童のいる家庭では「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」が最も多く 51.1%、就学児童のいる家庭では「子どもの教育環境」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多く、それぞれ 43.2%となっています。

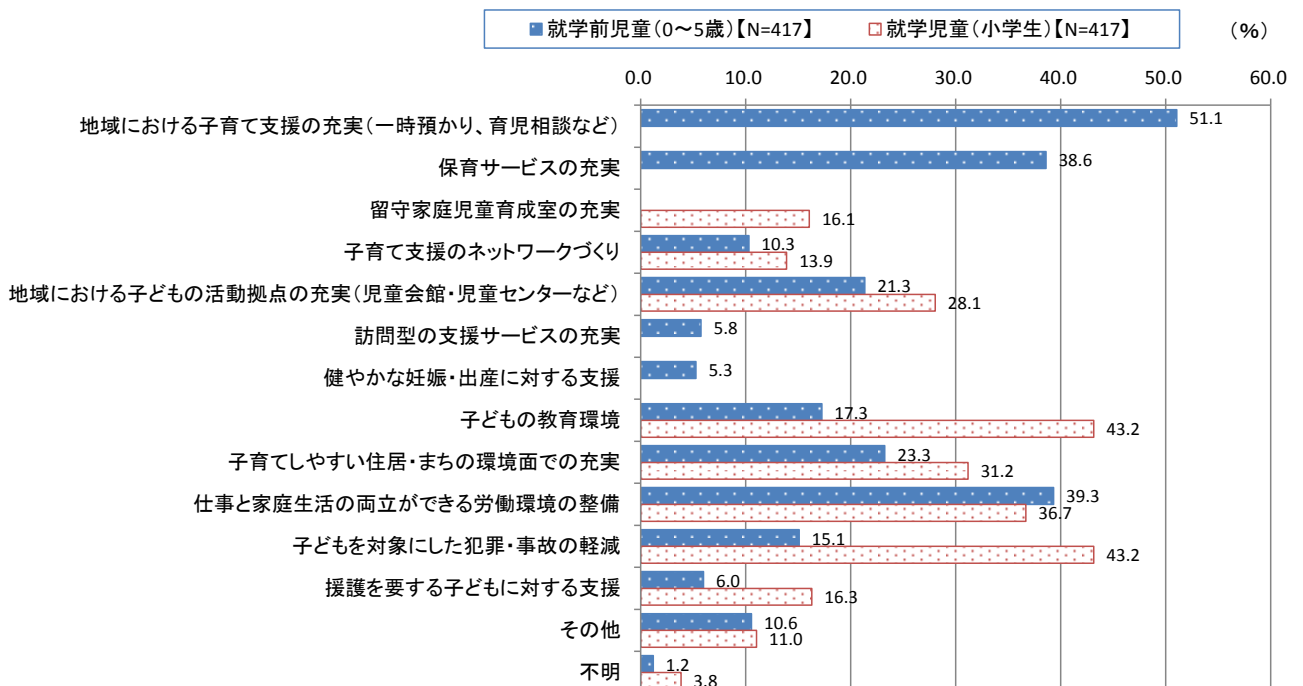


図31 子育てのつらさを解消するための必要な支援・対策

(9) 行政に対して希望するもの

市役所などに対して、子育ての経験などから、どのような子育て支援サービスを充実してほしいかをたずねたところ、就学前児童のいる家庭・就学児童のいる家庭ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も多くなっています。

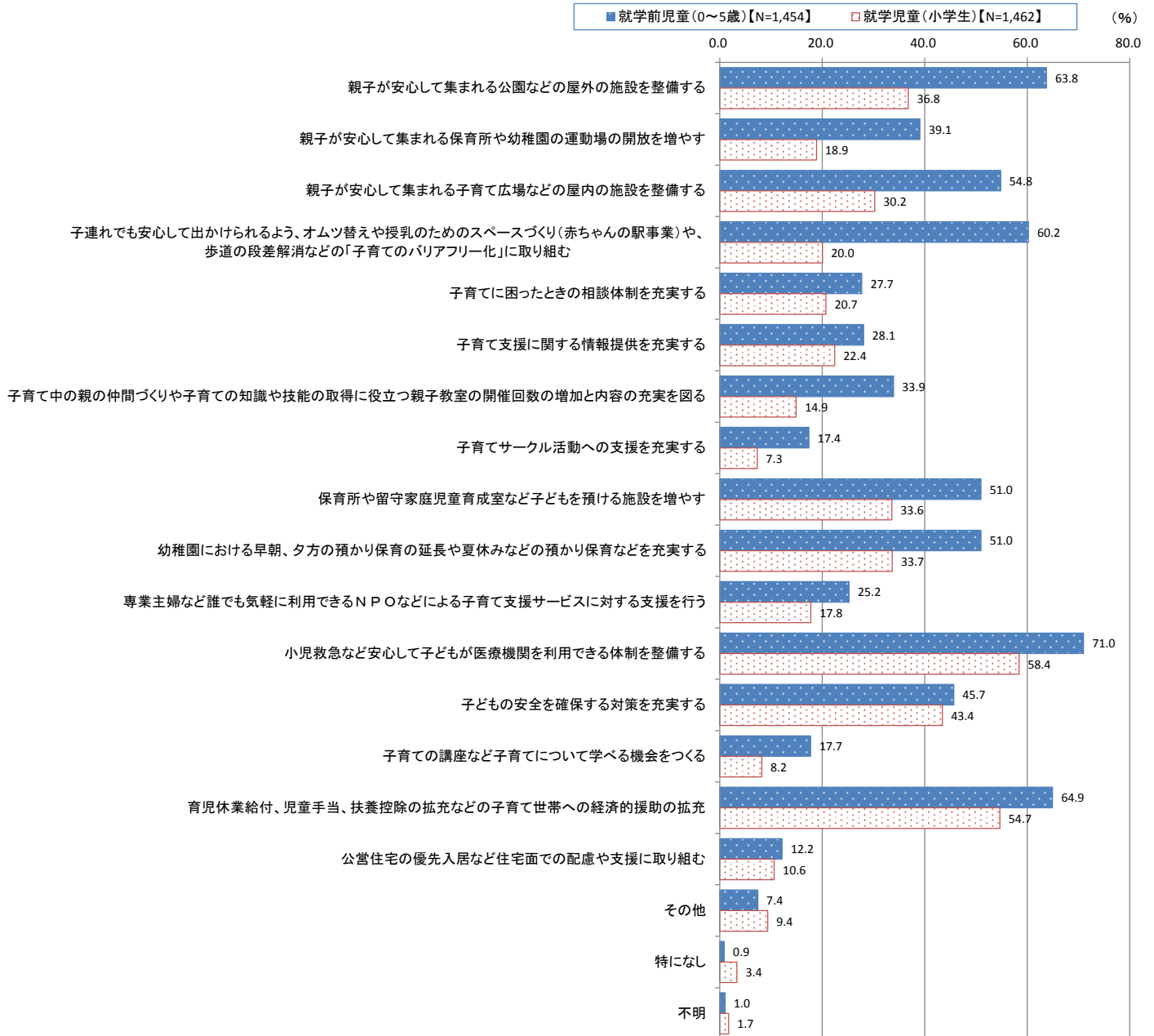


図32 充実してほしい子育て支援サービス

(10) 自由意見

ア 就学前児童（0～5歳）

810件(55.7%)【回答総数1,454件】

意見の要点等	
(ア) 保育について	
	保育園の申込みはすでに終わりましたが、吹田市は待機児童が多いということで入所できるかとても不安です。
	仕事をしていないから保育園に入れない。保育園に入れないから仕事ができない。
	延長保育料の負担を減らしてほしい。父母ともに働いているので18時まで迎えに行くのはほぼ不可能。
	半日や1日などの長時間でなく2、3時間低料金で気軽に託児が利用できたら育児がもっと楽になると思います。
	認可外保育園にも認可保育所と同等か準ずる補助をしてほしい。子どもを安心して預けられないと、安心して仕事もできない。
	子どもが病気になった際、預けられる施設を増やしてほしい。インフルエンザ、水ぼうそうでも休めない場合がある。
	地域によって保育所等の施設の数や充実性に差があると思う。朝の通勤電車で乳幼児を連れて乗車するのはとても怖いので、待機児童が多い地域の施設を増やしてほしい。
(イ) 幼稚園・学校について	
	幼稚園の預かり保育について、夏休み、冬休みに預かり保育がなく、パートで働くことが難しい。夏休みも日頃通っている幼稚園で子どもを見てもらえれば、安心して働くことができます。
	小学4年生以上6年生までの留守家庭児童育成室の開設を願います。近所の保育所などで、放課後お手伝いをさせてもらう感覚で、時間を過ごせたら、教育上にも役立つと思います。
	留守家庭児童育成室の利用時間を19時まで延長してくれればと思います。
(ウ) 地域における子育て支援について	
	家計のため働きに出たいとずっと思っています。でも、現実働けていません。春休み、夏休み、冬休みと長期の休みに入ると子ども達を家においておくことができません。職場に託児所がある所や、休暇中受け入れてくれる所を増やしてほしいです。
	子育てに関する講座がたくさんあると良いなと思います。行っている保育園のお部屋開放も週3回しかないのもっと開放してもらえたら良いなと思います。
	本の読み聞かせ、子育てサロン、保育所のフリールームなど、いろいろ利用させてもらっていますが、もう少し回数を増やすか時間を長めに設けていただきたいです。
	土曜、日曜などの休日も家にいないことがあるので、休日も赤ちゃん会や施設の開放をしてほしい。
	江坂町周辺に住んでいると、子どもの施設がある千里山、南千里や山田などにはなかなか出向きにくいので、もっと江坂周辺に施設を充実してほしい。
	核家族になり親が子どもにきつくあたり言葉で虐待していても、周囲には気づかれていないこと。子ども本人がSOS出せないこと。もっと地域の密着が必要で積極的に参加しない家庭には注意が必要である。
(エ) 保健・医療について	
	子どもの医療費助成の所得制限をなくして下さい。
	近くに救急病院がない。
	健診で専門家の対応に疑問を感じる。データ重視で親を不安にさせるだけで結局何も問題無く、不信感が募るだけ。
(オ) 生活環境の整備について	
	交通量が激しいのに、車道と歩道の境目がないことが多く、車にひかれそうになったりする。
	通行人が置いて行ったペットボトルやアルミ缶を興味本位で子どもがさわろうとするので、ゴミ箱の設置を増やしてほしい。
	子どもが安全に遊んだり、地域の方に見守られたりする環境があれば良いと思います。

(カ) 施設利用について	
	遊び場が少ない。公園は多いが整備されていない。ボール遊びができる広場がない。小学校の運動場を開放してほしい。
	児童センターを利用したいが、老朽化が目立ち、遊具や床も衛生的とは言い難い。
	公園の砂場が汚れていて、気持ちよく遊べない。
	公園のトイレの衛生面、赤ちゃん用のオムツ替えシートをもう少し改善して欲しいです。
(キ) 障がいについて	
	支援が必要な子どもであることへの理解や協力をお願いしていくことが、当事者や家族の域から外への広がりが薄く感じます。
	どんな障がいの方でも構わないので集まれるサークルがあると嬉しいです。症状は違えども悩みを聞いてもらったりするだけで不安や心配も少しは解消される。あまり外に出ることができず悩んでいる親がたくさんいると思います。
(ク) その他	
	少子化と言っている割には子育て支援が充実していないと思う。また、幼保一体化もそれに反していると思う。
	少子化が進む中、保育園の増設は良策ではなく、幼稚園などの長時間預かり保育などを改良した方がよいと思う。
	自分（母親）が仕事をしているので、近所で子どもと同じ年くらいの子が、遊んでいると、少し不安になる。小学校にあがると友だちがいない。子どもはすぐに仲良くなれると思うが、親が仲良くなるのは難しい。
	幼児期の子どもの成長、発達にとって正しい知識や経験に支えられた保育者や保健師、看護師からのサポートはとても大切と感じている。保育は決して「サービス」ではなく、人を育てる重要な役割になっている。子育て、教育にもっとお金をかけて未来を作ることに投資して欲しい。
	子育てがしんどくなる時があります。多くの保護者がそうだと思います。少しで良いので自分の時間を定期的に持つことができれば、息詰まることもなく、また、子どもをかわいいと思えると思います。

イ 就学児童（小学生）

607 件(41.5%)【回答総数 1,462 件】

意見の要点等	
(ア) 小学校について	
	小学校でほとんどの学年（自分の子どもの学年も含む）が学級、学年崩壊している様な状況で、とても不安で心配である。
	市として学力向上の取組みに力を入れて欲しい。
	毎日学校を開放してもらえたらとても助かる
	学校の先生に対する悩みを受け付け、対処してくれる気軽な相談窓口が必要。クラスに担任だけでは不足だと思う。問題のあるクラスには、もっと教師や援助がすみやかに提供できるようにするべきである。
	学力が低いことを改善してほしい。教師もあまりよい評判を聞かない。
(イ) 地域における子育て支援について	
	学童があるのは小学3年生までですが、小学4～6年生の学童も作ってほしい。
	緊急時に子どもを預ける場所が遠く、また、条件が厳しい。
	国際交流で小中学生を対象としたホームステイをぜひ実施してほしいです。
	病児保育施設を充実してほしい。
	何事においても所得制限で支援を受けられないのが残念です。
	子育て世帯への経済的援助の拡充を積極的に実現して欲しいです。
	幼保一体化や民営化などで保育の格差が出ないことを願います。

(ウ) 保健・医療について	
	医療費助成の所得制限なしを強く望みます。子どもは等しく無収入なのだから親の収入で差別するべきではありません。
(エ) 生活環境の整備について	
	下校時や放課後、見守りパトロールなどで児童の安全・安心が得られるようにしてほしい。
	不審者情報のメールがあまりにも多く不安です。パトロール等をもっと強化してほしいです。
	道路の整備ができていないように感じます。歩道が狭くでこぼこしていたり、電柱がとび出していたり、子ども達が安全な道とは言えません。
(オ) 施設利用について	
	子どもがのびのびと遊べる広さの公園がほしい。雨の日でも遊べる施設があると良いと思う。
	住まいの周辺の公園は、小さくてかつ人気が少ないので、小学生が思いきり遊ぶには物足りないようです。
(カ) その他	
	子育てに関する情報が入手しにくく、自治体などの支援や制度がどの様になっているのかよく分らない。
	仕事をしながら子育てをしてきましたが、「求職中」の時は保育園への入所がかなわず、延長保育のある幼稚園へ入園しました。働ける環境が整えば、もっと働きたいと思っている母親は多いと思います。
	子ども2人が小さい時は「いつも、誰か助けて!」と思いながら育てていました。どちらの両親も遠隔地に住み、1人が病気になった時などは手が足りませんでした。私の様に育児に良い思い出が無い方のほうが多いと思います。少しでもその様な方が減少することを願います。
	児童センターなど赤ちゃん連れで集まれる場所があったので、子育てについて意見を聞いたり友達作りの場所があったりしてずいぶん活用させてもらいました。おかげで家にこもったりストレスを抱えて悩んだりすることも少なく、楽しく子育てする事ができました。

第3章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育^{※1}及び地域子ども・子育て支援事業^{※2}の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・ 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

ア 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。

イ 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。

ウ 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。

エ 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。

オ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢毎に「量の見込み」及びそれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

なお、国の「待機児童解消加速化プラン」において、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定し、待機児童の解消を図ることとされており、本市においても計画の中間年次にあたる平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定します。

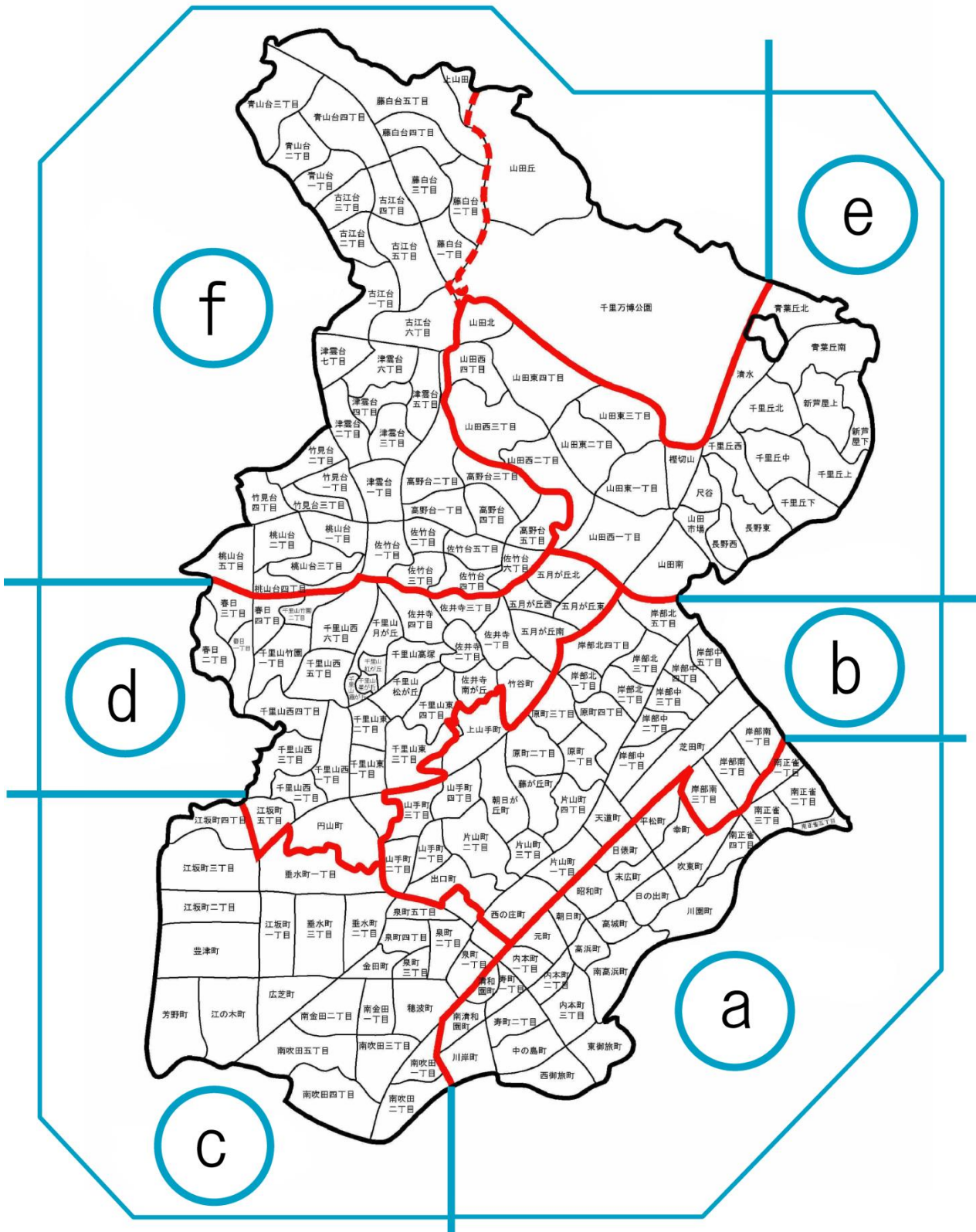
教育・保育		設定 区域数
教育（1号認定）		2
保育（2号・3号認定）		3

地域子ども・子育て支援事業		設定 区域数
国事業名称	吹田市事業名称	
利用者支援事業	利用者支援事業	3
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 子育て広場助成事業 子育て支援活動事業 のびのび子育てプラザ事業	6
妊婦健康診査	妊婦・乳児一般・乳児後期健診事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	子ども見守り家庭訪問事業	1
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業	1
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業	一時預かり事業 一時預かり助成事業 公立幼稚園預かり保育モデル事業	6
延長保育事業	時間延長保育事業	3
病児保育事業	病児・病後児保育事業（委託）	3
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	留守家庭児童育成室事業	36

区域数	ブロック名	地域
1 区域	—	吹田市全域
2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36 区域	—	小学校区

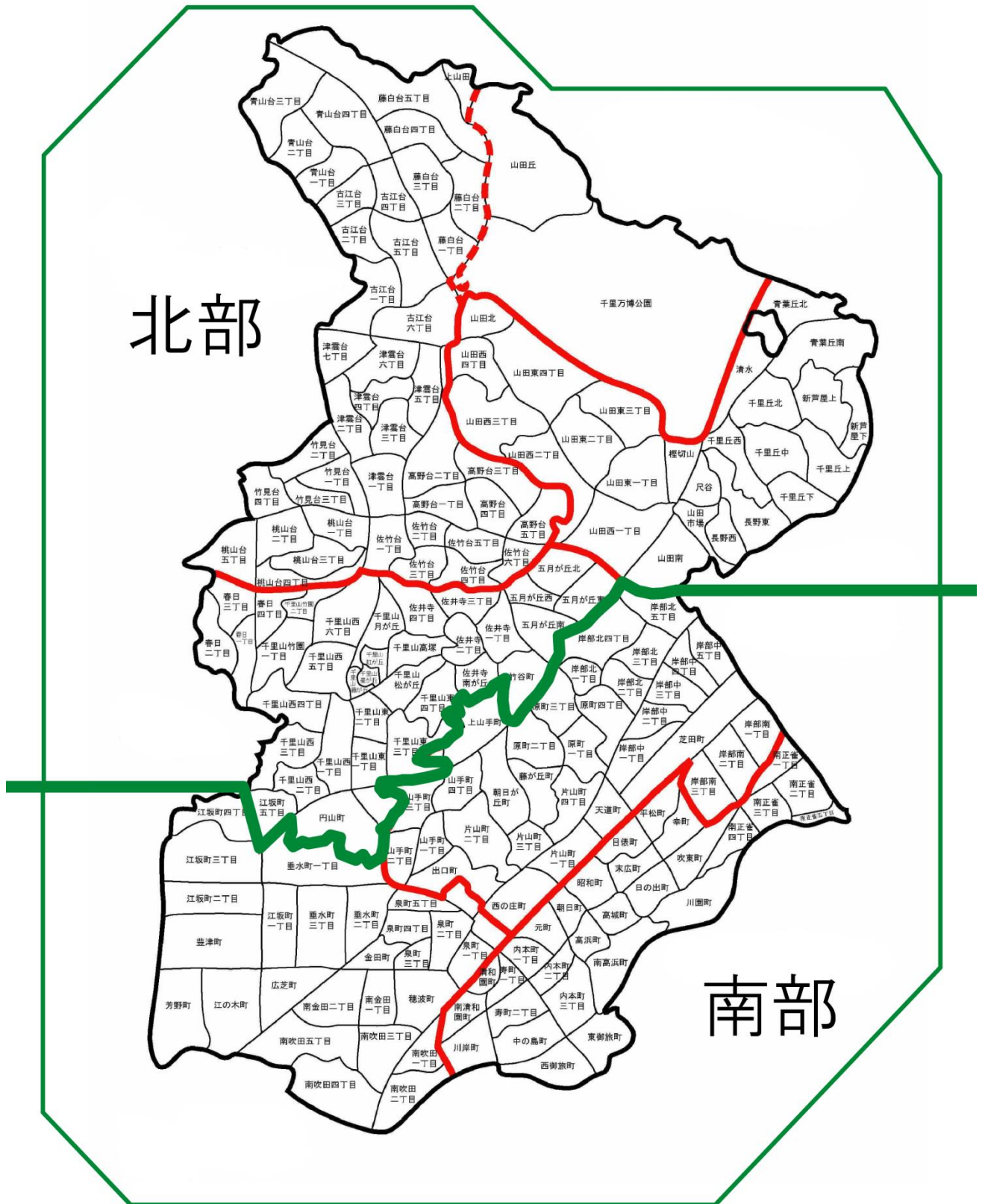
教育・保育提供区域図（6区域）

6区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域



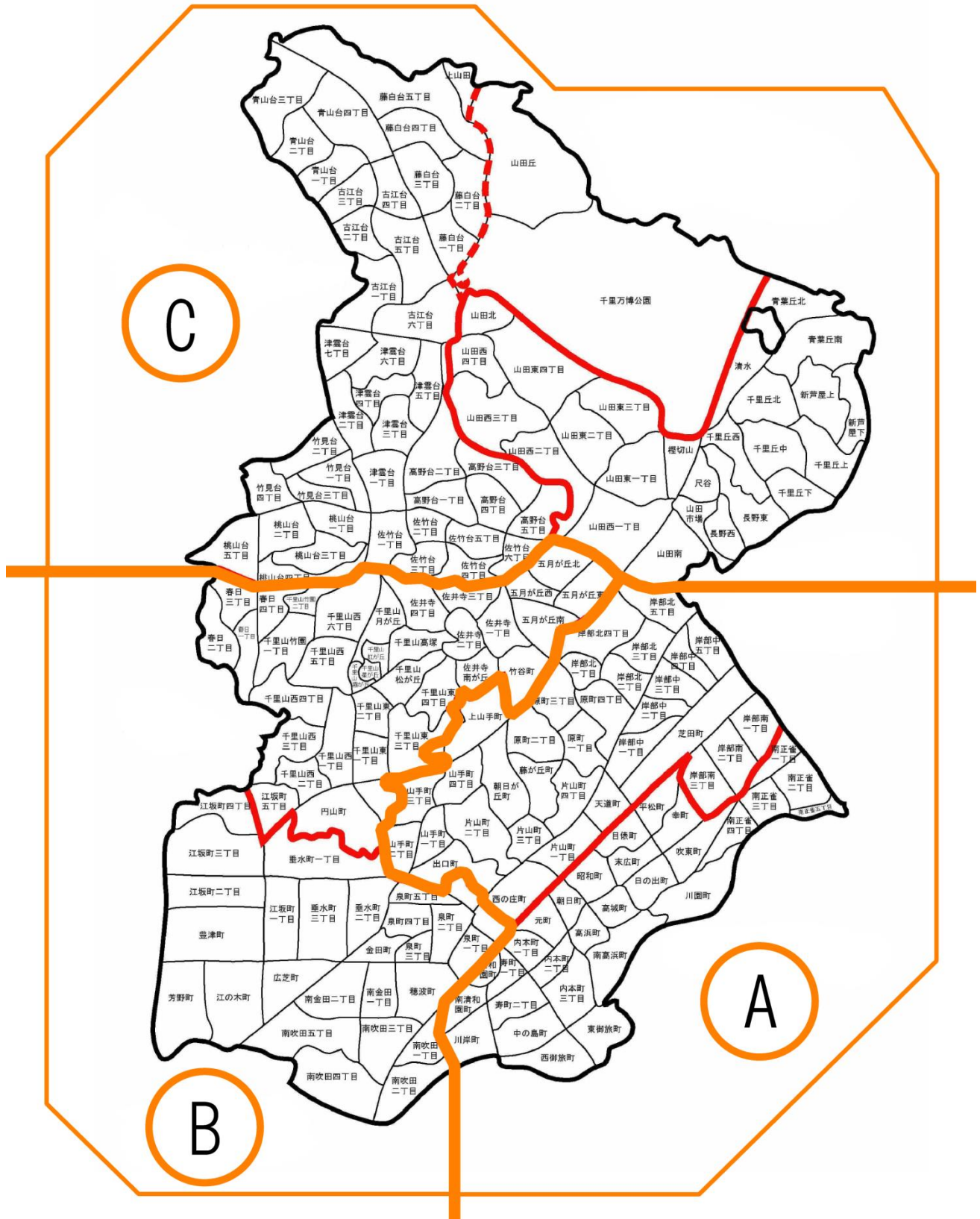
教育（1号認定）（2区域）

2区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



保育（2号・3号認定）（3区域）

3区域	A	JR以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域



2. 教育・保育の現状と確保方策

(1) 認定区分ごとの区域設定について

ア 1号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、教育標準時間設定 (イ) 幼稚園等での教育を希望される場合 (ウ) 利用先は、幼稚園、認定こども園※
提供区域	2区域
理由	保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要がありますが、私立幼稚園においてはスクールバスの運行による広域的な受け入れが一般的です。このため南北2区域に設定します。

※「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の良いところを活かし、教育・保育を一体的に行う施設です。「認定こども園」への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には柔軟な認可手続きの仕組みが予定されています。

イ 2号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地域に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※「保育の必要性に係る事由」（子ども・子育て支援法施行規則）

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合（本市では、発達支援が該当）

ウ 3号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業※
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※「地域型保育事業」とは、新制度で新たに市町村の認可事業となった、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行います。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域		幼稚園		認定こども園		合計
		公立	私立	公立	私立	
北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域	9か所	11か所	0か所	0か所	20か所
南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	7か所	6か所	0か所	0か所	13か所
合計		16か所	17か所	0か所	0か所	33か所

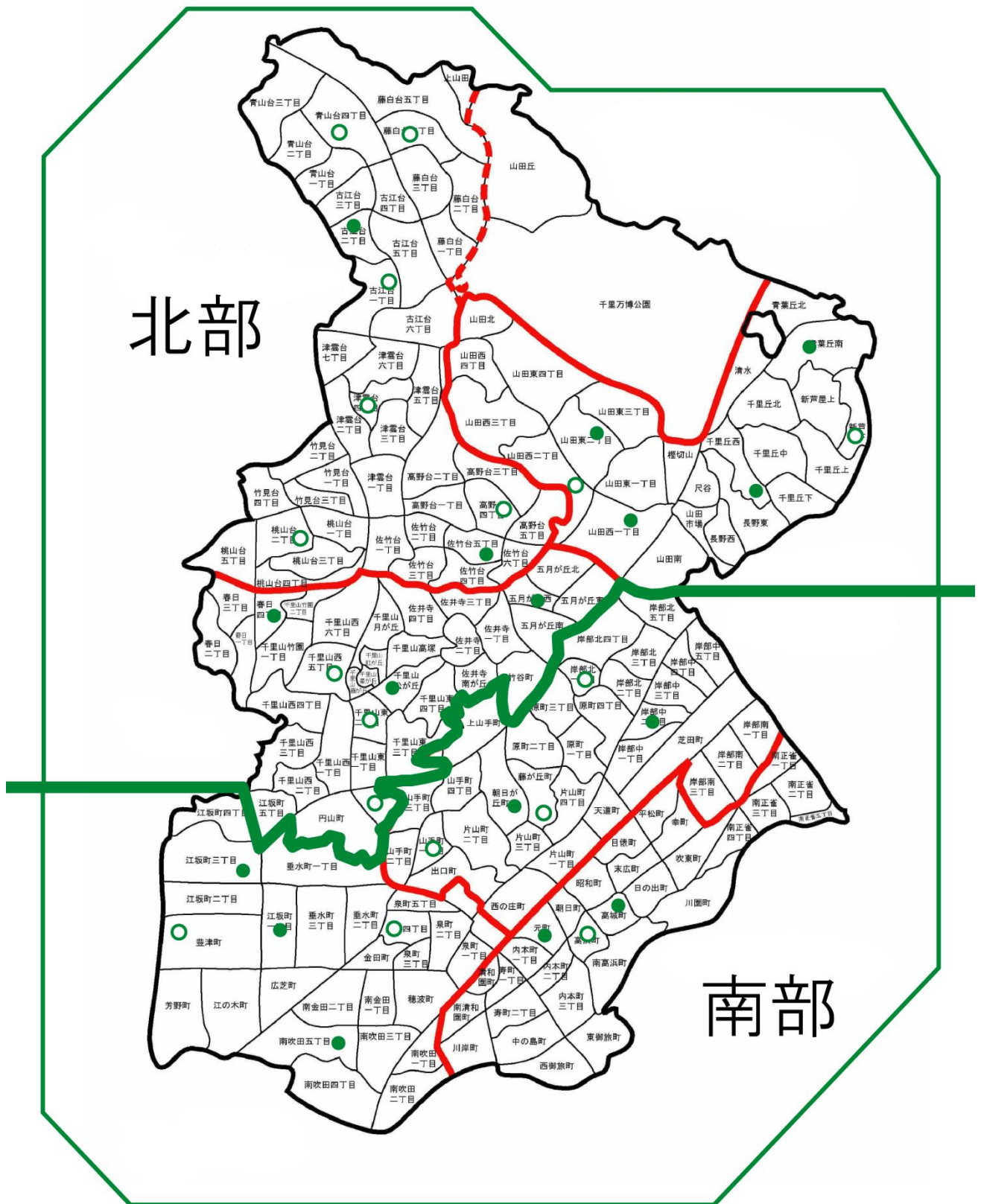
※ 私立幼稚園1か所は現在休園中、平成27年度再開予定。

イ 保育における区域別施設状況

区域		保育所		認定こども園		合計
		公立	私立	公立	私立	
A	JR以南地域、片山・岸部地域	7か所	8か所	0か所	0か所	15か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	5か所	7か所	0か所	0か所	12か所
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	6か所	13か所	0か所	0か所	19か所
合計		18か所	28か所	0か所	0か所	46か所

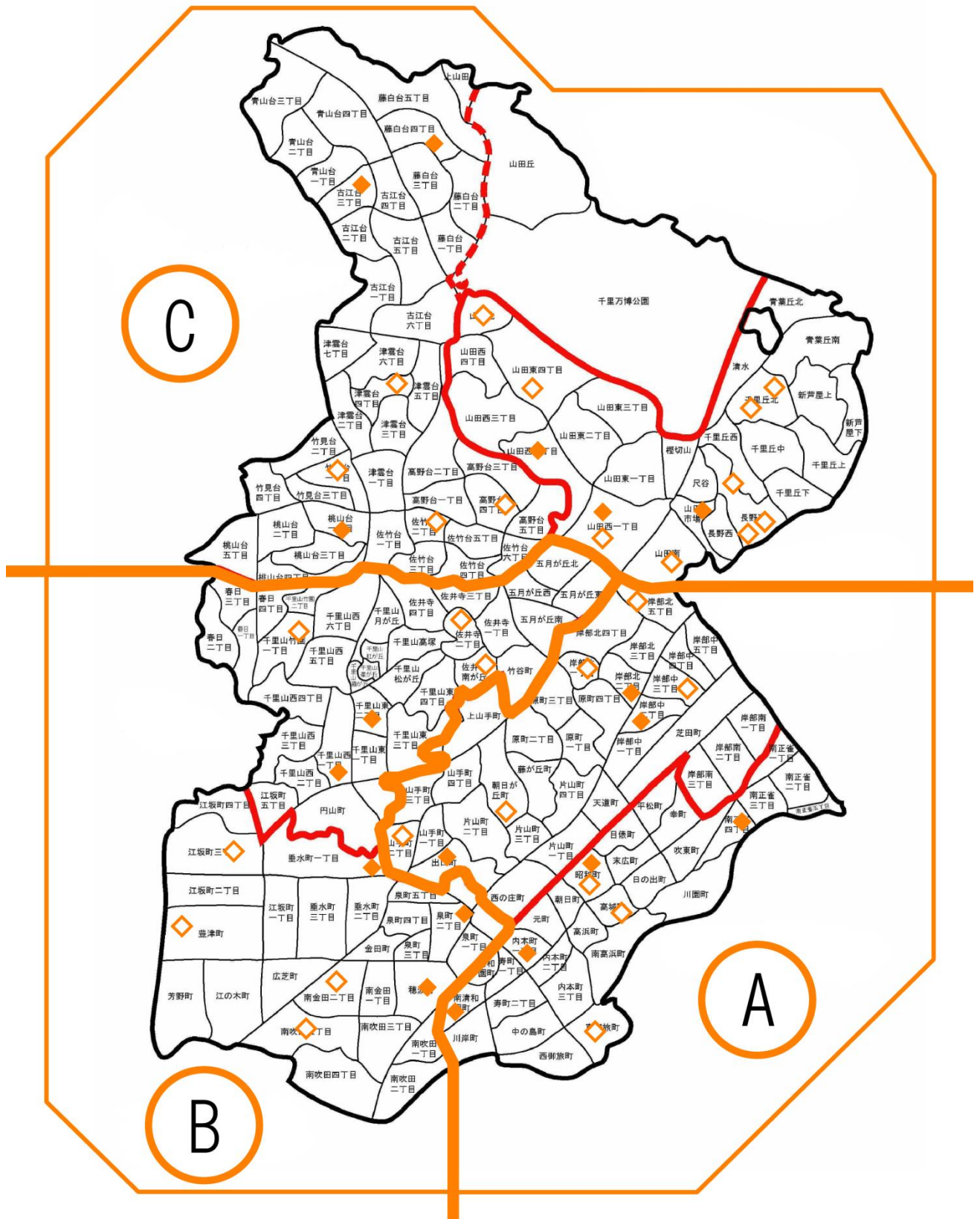
教育における区域別施設状況

- : 公立幼稚園
- : 私立幼稚園



保育における区域別施設状況

◆ : 公立保育所 ◇ : 私立保育所



(3) 教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 1号認定

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児	<p>全ての年齢において、教育の提供量は充足している状況にあります。</p> <p>また、4歳児については過剰・5歳児については、極めて過剰な状況にあり、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。</p>	充足しており確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	3歳児	<p>3歳児の教育の提供量は充足しています。4歳児についてはやや過剰、5歳児は極めて過剰な状況にあります。</p> <p>年齢により提供量の充足率が不均衡な状況にあり、既存施設の活用による対策の検討が必要と判断します。</p> <p>また、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。</p>	充足しており確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 2号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	3歳児	<p>全ての区域及び年齢において、提供量は不足している状態にあります。</p> <p>1号認定における教育の提供量は、充足している状況にあり、実際上の過不足は生じないものと判断します。</p>	<p>①私立幼稚園の認定こども園への移行促進</p> <p>②私立幼稚園における一時預かり事業の拡充</p> <p>③公立幼稚園における一時預かり事業の拡充</p> <p>④公立幼稚園の認定こども園への移行</p>
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	3歳児		
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児		
		4歳児		
		5歳児		

(イ) 2号認定 (保育所・認定こども園)

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量は充足している状況にあります。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。また、3区域において最も施設数が少ない区域となっており、保育所整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所の整備（2か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3区域において最も不足数が大きくなっています。保育所整備を含めた複合的な対策が必要だと判断します。	①私立保育所の整備（3か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4歳児		
		5歳児		

(ウ) 3号認定 (保育所・認定こども園・地域型保育事業)

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	0歳児	1歳児のみ保育の提供量が不足している状況にあります。	①私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ②既存施設の認可定員の変更 ③さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児	既存施設の活用により、提供量不足の解消を図ることが必要と判断します。	
		2歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	0歳児	1歳児の保育の提供量が不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。保育所整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所の整備（2か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児		
		2歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	0歳児	1歳児の保育の提供量が最も不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3区域において最も不足数が大きくなっています。保育所整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所の整備（3か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児		
		2歳児		

(4) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

- ア 「量の見込み」については、平成 29 年度の「量の見込み」です。
- イ 地域型保育事業は、小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業（B 型を除く）により充足を図ります。
- ウ 既存施設は、平成 26 年度以前から教育・保育を提供している幼稚園・保育所・保育緊急確保事業対象施設です。
- エ 認定こども園移行施設の定員数については、アンケート調査の回答を基に計上しています。また、小規模保育施設の定員数については 19 人で計上しています。

◆ A JR以南地域、片山・岸部地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
JR以南、 片山・岸部地域	量の見込み	1,396	230	710	681		
	既存施設	1,575		1,112	670		
	広域利用	215					
	提供量	平成 27 年度	24		△24	38	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定 ⇒24人、2号認定⇒△24人) ○小規模保育施設等 2 か所整備 (3号認定⇒38人)
		平成 28 年度	△320	208		97	○既存幼稚園 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定 ⇒△320人、2号認定⇒208人、3号認定⇒40人) ○小規模保育施設等 3 か所整備 (3号認定⇒57人)
		平成 29 年度	△90	90			○既存幼稚園 2 か所が認定こども園に移行 (1号認定 ⇒△90人、2号認定⇒90人)
		平成 30 年度					
		平成 31 年度					
		計	△386	298	△24	135	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定 ⇒24人、2号認定△24人) ○既存幼稚園 5 か所が認定こども園に移行 (1号認定 ⇒△410人、2号認定⇒298人、3号認定⇒40人) ○小規模保育施設等 5 か所整備 (3号認定 95人)
	不足数		△8	△68	△378	△124	

《確保方策》

平成 29 年度までに、既存保育所 3 か所と既存幼稚園 5 か所を認定こども園に移行し、小規模保育施設等を 5 か所整備することにより、教育・保育の提供（確保）量を確保します。

◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺地域	量の見込み	1,857	312	945	927		
	既存施設	2,138	47	814	711		
	広域利用	239					
	提供量	平成 27 年度				95	○小規模保育施設等 5 か所整備 (3号認定⇒95人)
		平成 28 年度	△529	276		121	○既存幼稚園 5 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△529人、2号認定⇒276人、3号定員⇒45人) ○小規模保育施設等 4 か所整備 (3号認定⇒76人)
		平成 29 年度	△90	90	189	104	○私立保育所 2 か所整備 (2号認定⇒144人、3号認定⇒96人) ○認可外保育施設 1 か所が認可保育所に移行 (2号認定⇒45人、3号認定⇒8人) ○既存幼稚園 2 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
		平成 30 年度			28	△8	○認可外保育施設 1 か所が認可保育所に移行 (2号認定⇒28人、3号認定⇒△8人)
		平成 31 年度					
計	△619	366	217	312	○既存幼稚園 7 か所が認定こども園に移行 (1号認定△619人、2号認定 366人、3号認定⇒45人) ○私立保育所 2 か所整備 (2号認定⇒144人、3号認定⇒96人) ○小規模保育施設等 9 か所整備 (3号認定 171人) ○認可外保育施設 2 か所が認可保育所に移行 (2号認定⇒73人)		
不足数	99	△101	△86	△96			
<p>《確保方策》</p> <p>平成 29 年度までに、既存幼稚園 7 か所を認定こども園に移行、私立保育所 2 か所を整備、小規模保育施設等 9 か所を整備、認可外保育施設 2 か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。</p>							

◆ **C** 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

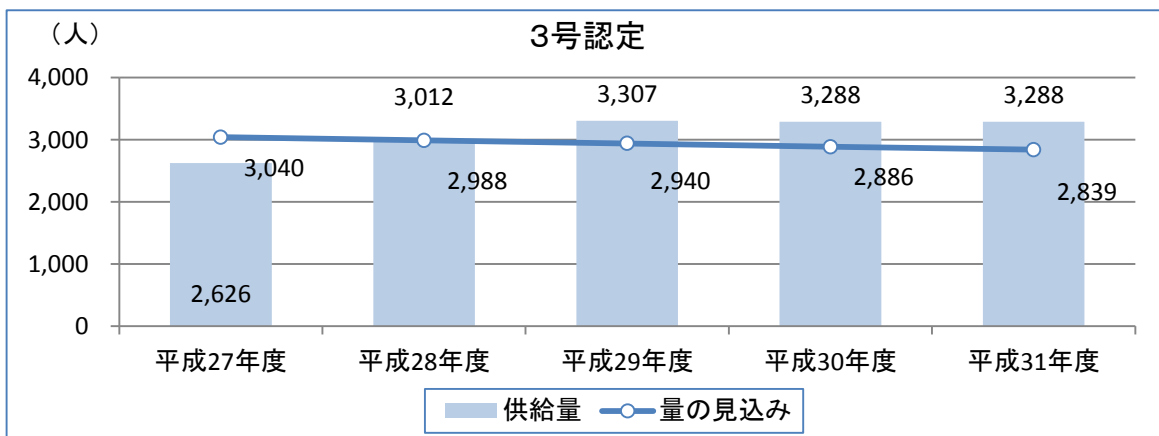
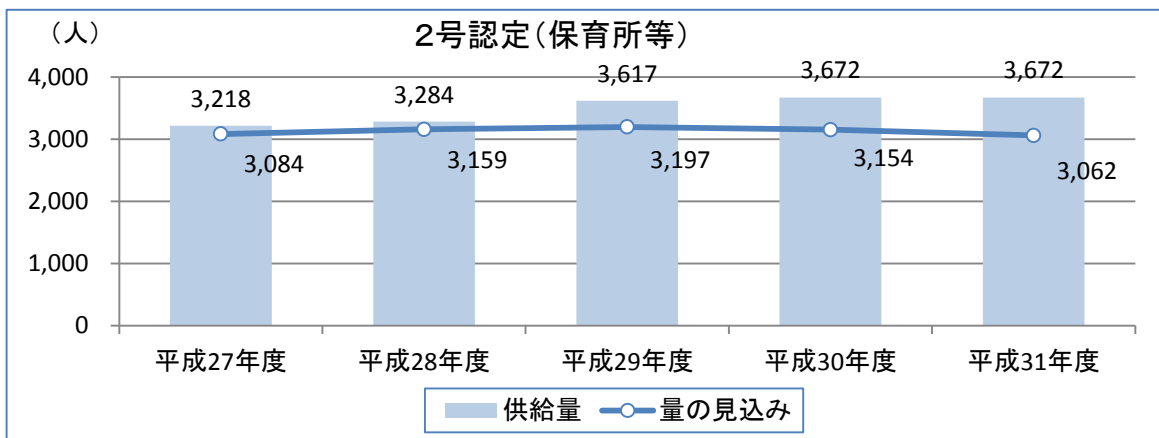
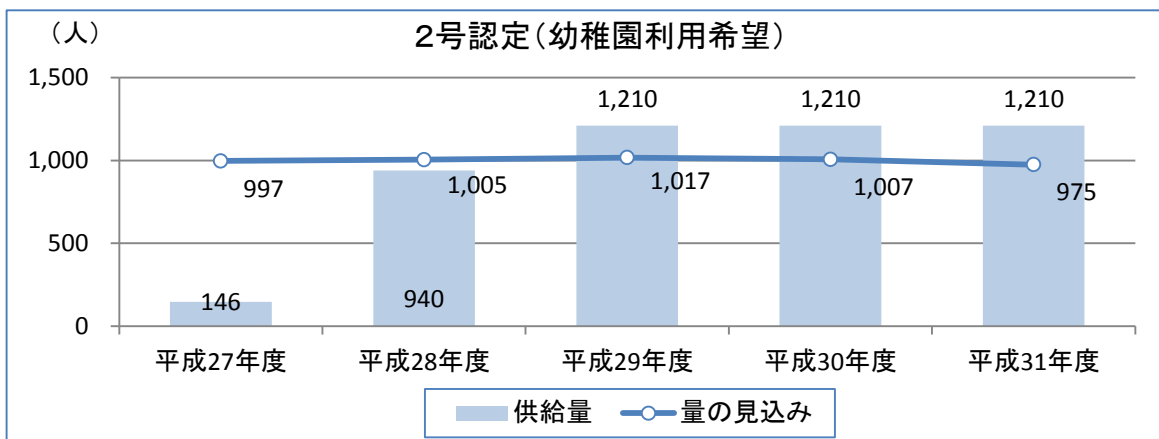
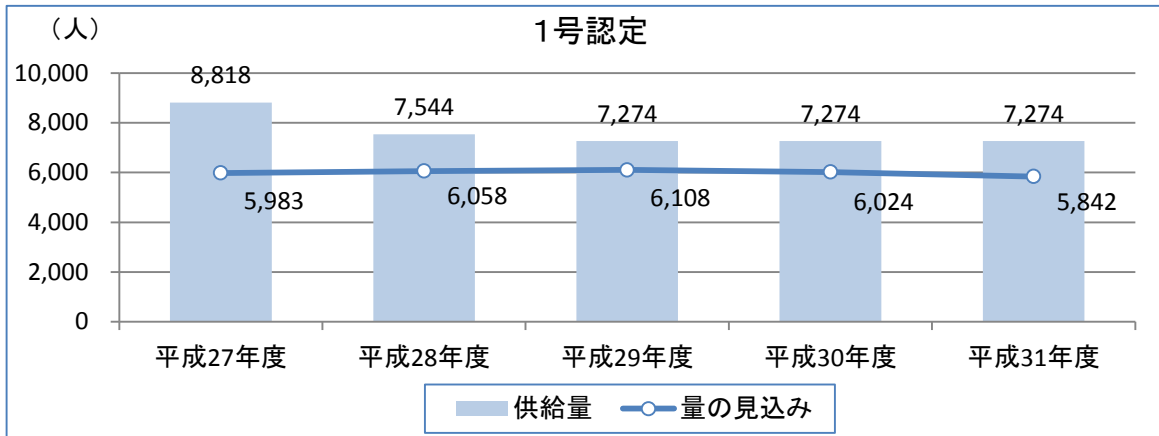
(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
山田・千里丘、 ニュータウン地域	量の見込み	2,855	475	1,542	1,332		
	既存施設	5,066	99	1,230	1,009		
	広域利用	△948		92	△3		
	提供量	平成27年度	15		△6	106	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定⇒△15人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人)
		平成28年度	△425	310	66	168	○既存幼稚園3か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△425人、2号認定⇒310人) ○私立保育所1か所整備(2号認定⇒66人、3号認定⇒54人) ○小規模保育施設等6か所整備(3号認定⇒114人)
		平成29年度	△90	90	144	191	○私立保育所2か所整備(2号認定⇒144人、3号認定⇒96人)○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人) ○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
		平成30年度			27	△11	○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定⇒△11人)
		平成31年度					
		計	△500	400	231	454	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定△15人) ○既存幼稚園5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△515人、2号認定⇒400人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○私立保育所3か所整備(2号認定⇒210人、3号認定⇒150人) ○小規模保育施設等16か所整備(3号認定304人) ○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定△11人)
	不足数	△763	△24	△11	△128		
<p>《確保方策》</p> <p>平成29年度までに、既存保育所5か所と既存幼稚園5か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所を定員変更、私立保育所3か所を整備、小規模保育施設等16か所を整備、認可外保育施設1か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。</p>							

◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
全区域	量の見込み	6,108	1,017	3,197	2,940		
	既存施設	8,779	146	3,156	2,390		
	広域利用	△494		92	△3		
	提供量	平成27年度	39		△30	239	
		平成28年度	△1,274	794	66	386	
		平成29年度	△270	270	333	295	
		平成30年度			55	△19	
		平成31年度					
計	△1,505	1,064	424	901	<ul style="list-style-type: none"> ○既存保育所8か所が認定こども園に移行(1号認定⇒39人、2号認定△39人) ○既存幼稚園17か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△1544人、2号認定⇒1064人、3号認定⇒85人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○私立保育所5か所整備(2号認定⇒354人、3号認定⇒246人) ○小規模保育施設等30か所整備(3号認定570人) ○認可外保育施設3か所が認可保育所に移行(2号認定⇒100人、3号認定△11人) 		
不足数	△1,166	△193	△475	△348			
<p>《確保方策》</p> <p>平成29年度までに、既存保育所8か所と既存幼稚園17か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所を定員変更、私立保育所5か所を整備、小規模保育施設等30か所を整備、認可外保育施設3か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。</p>							



3. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策

(1) 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。
担 当	のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	3区域

(単位：か所)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		3	3	3	3	3
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	1	1	1
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	1	1	1	1
②供給施設数		0	1	2	3	3
A	J R以南地域、片山・岸部地域	0	0	0	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	0	0	1	1	1
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	0	1	1	1	1
不足数 ①-②		3	2	1	0	0
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	0	0
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	0	0	0
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	0	0	0	0
<p>《確保方策》</p> <p>先進自治体の実施形態を参考に、事業実施体制を確保したうえで、平成 28 年度から実施予定。</p>						

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6区域

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		22,160	21,565	21,131	20,742	20,382
a	J R以南地域	1,829	1,785	1,740	1,712	1,683
b	片山・岸部地域	3,304	3,219	3,156	3,093	3,044
c	豊津・江坂・南吹田地域	3,758	3,654	3,584	3,521	3,458
d	千里山・佐井寺地域	2,928	2,850	2,793	2,743	2,696
e	山田・千里丘地域	5,983	5,817	5,702	5,593	5,493
f	ニュータウン地域	4,358	4,240	4,156	4,080	4,008
②供給数		117,372	117,372	117,372	117,372	117,372
a	J R以南地域	6,980	6,980	6,980	6,980	6,980
b	片山・岸部地域	11,382	11,382	11,382	11,382	11,382
c	豊津・江坂・南吹田地域	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373
d	千里山・佐井寺地域	10,702	10,702	10,702	10,702	10,702
e	山田・千里丘地域	60,449	60,449	60,449	60,449	60,449
f	ニュータウン地域	21,486	21,486	21,486	21,486	21,486
供給施設数(か所)		15	15	15	15	15
a	J R以南地域	2	2	2	2	2
b	片山・岸部地域	3	3	3	3	3
c	豊津・江坂・南吹田地域	1	1	1	1	1
d	千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
e	山田・千里丘地域	4	4	4	4	4
f	ニュータウン地域	3	3	3	3	3
不足数 ①-②		△95,212	△95,807	△96,241	△96,630	△96,990
a	J R以南地域	△5,151	△5,195	△5,240	△5,268	△5,297
b	片山・岸部地域	△8,078	△8,163	△8,226	△8,289	△8,338
c	豊津・江坂・南吹田地域	△2,615	△2,719	△2,789	△2,852	△2,915
d	千里山・佐井寺地域	△7,774	△7,852	△7,909	△7,959	△8,006
e	山田・千里丘地域	△54,466	△54,632	△54,747	△54,856	△54,956
f	ニュータウン地域	△17,128	△17,246	△17,330	△17,406	△17,478
【供給体制等】						
公立・私立保育所、のびのび子育てプラザ、子育て広場。						

(3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。
担 当	保健センター
提供区域	吹田市全域

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人数	2,937人	2,875人	2,828人	2,776人	2,725人
	回数	41,118回	40,250回	39,592回	38,864回	38,150回

【供給体制等】

府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応。

※量の見込みの人数は各年度の0歳的人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳的人数×14回とした。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		2,937	2,875	2,828	2,776	2,725

【供給体制等】

民生・児童委員、主任児童委員。

※ 量の見込みは、各年度の0歳的人数（推計児童数）とした。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
担 当	保健センター、子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		375	375	375	375	375

【供給体制等】

保健師、育児支援家庭訪問員。

※ 量の見込みは、平成24年度、平成25年度の実績を参考に、平成26年度見込みの人数とした。

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	50	50	50	50	50
【供給体制等】 児童養護施設、乳児院。					

※ 量の見込みは、平成 24 年度、平成 25 年度の実績を参考に推計した。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
【供給体制等】 のびのび子育てプラザ。					

※ 量の見込みは、平成 25 年度の人件とした。

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6 区域

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		290,782	291,167	292,820	289,738	282,487
幼稚園		268,388	269,789	271,935	269,293	262,397
a	J R以南地域	2,557	2,570	2,590	2,565	2,499
b	片山・岸部地域	53,938	54,220	54,651	54,120	52,734
c	豊津・江坂・南吹田地域	29,175	29,327	29,560	29,273	28,524
d	千里山・佐井寺地域	41,506	41,723	42,055	41,646	40,580
e	山田・千里丘地域	40,003	40,211	40,531	40,137	39,110
f	ニュータウン地域	101,209	101,738	102,548	101,552	98,950
幼稚園以外		22,394	21,378	20,885	20,445	20,090
a	J R以南地域	1,435	1,377	1,337	1,311	1,292
b	片山・岸部地域	3,870	3,695	3,618	3,540	3,482
c	豊津・江坂・南吹田地域	3,773	3,598	3,514	3,450	3,378
d	千里山・佐井寺地域	3,269	3,128	3,049	2,984	2,933
e	山田・千里丘地域	4,910	4,677	4,574	4,464	4,393
f	ニュータウン地域	5,137	4,903	4,793	4,696	4,612
②供給数		124,502	182,302	285,503	283,040	277,164
幼稚園		114,600	171,900	272,601	270,138	263,262
a	J R以南地域	1,100	1,650	2,596	2,574	2,508
b	片山・岸部地域	23,000	34,500	54,740	54,280	52,900
c	豊津・江坂・南吹田地域	12,500	18,750	29,625	29,375	28,625
d	千里山・佐井寺地域	17,700	26,550	42,126	41,772	40,710
e	山田・千里丘地域	17,100	25,650	40,698	40,185	39,159
f	ニュータウン地域	43,200	64,800	102,816	101,952	99,360
幼稚園以外		9,902	10,402	12,902	12,902	13,902
a	J R以南地域	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
b	片山・岸部地域	1,670	1,670	2,170	2,170	2,170
c	豊津・江坂・南吹田地域	1,389	1,389	1,889	1,889	1,889
d	千里山・佐井寺地域	741	741	1,241	1,241	1,241
e	山田・千里丘地域	3,093	3,593	4,093	4,093	4,093
f	ニュータウン地域	1,968	1,968	2,468	2,468	3,468
供給体制	幼稚園	年間の一時預かり 実施日数…100日	年間の一時預かり 実施日数…150日	年間の一時預かり 実施日数…238日	年間の一時預かり 実施日数…235日	年間の一時預かり 実施日数…229日
	幼稚園以外	公立保育所3、私立 保育所6、のびのび 子育てプラザ(前年 度+500)	公立保育所3、私立 保育所6、のびのび 子育てプラザ(前年 度+500)	公立保育所3、私立 保育所6+ α (前年度 +2,500)、のびのび 子育てプラザ	公立保育所3、私立 保育所6+ α 、のび のび子育てプラザ	公立保育所3、私立 保育所6+ α (前年度 +1,000)、のびのび 子育てプラザ

不足数 ①-②		166,280	108,865	7,317	6,698	5,323
幼稚園		153,788	97,889	△666	△845	△865
a	J R以南地域	1,457	920	△6	△9	△9
b	片山・岸部地域	30,938	19,720	△89	△160	△166
c	豊津・江坂・南吹田地域	16,675	10,577	△65	△102	△101
d	千里山・佐井寺地域	23,806	15,173	△71	△126	△130
e	山田・千里丘地域	22,903	14,561	△167	△48	△49
f	ニュータウン地域	58,009	36,938	△268	△400	△410
幼稚園以外		12,492	10,976	7,983	7,543	6,188
a	J R以南地域	394	336	296	270	251
b	片山・岸部地域	2,200	2,025	1,448	1,370	1,312
c	豊津・江坂・南吹田地域	2,384	2,209	1,625	1,561	1,489
d	千里山・佐井寺地域	2,528	2,387	1,808	1,743	1,692
e	山田・千里丘地域	1,817	1,084	481	371	300
f	ニュータウン地域	3,169	2,935	2,325	2,228	1,144

《確保方策》

幼稚園以外の不足数を解消するためには、既存以外の新たな事業を検討する必要がある。

※ 幼稚園（1号）の量の見込みは、園児数と利用率等から推計した。

※ 幼稚園以外の量の見込みは、ニーズ調査の2歳児の家庭類型「フルタイム×専業主婦（夫）」のニーズ量の90%とした。

(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
担当	保育幼稚園課
提供区域	3区域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31	
①量の見込み		3,511	3,524	3,519	3,463	3,383	
公立保育所		1,389	1,394	1,392	1,370	1,338	
私立保育所		2,122	2,130	2,127	2,093	2,045	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	685	688	687	676	661	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,325	1,330	1,328	1,307	1,277	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,501	1,506	1,504	1,480	1,445	
②供給量		3,306	4,020	4,535	4,555	4,555	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	630	805	857	857	857	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,257	1,484	1,703	1,714	1,714	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,419	1,731	1,975	1,984	1,984	
供給体制	A	J R以南地域、片山・岸部地域	小規模保育施設整備2	幼稚園が認定こども園に移行 3、小規模保育施設整備3	幼稚園が認定こども園に移行2		
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	小規模保育施設整備5	幼稚園が認定こども園に移行 5、小規模保育施設整備4	私立保育所整備2、認可外保育施設が認可保育所に移行、幼稚園が認定こども園に移行2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	私立保育所定員増、小規模保育施設整備5	幼稚園が認定こども園に移行 3、私立保育所整備、小規模保育施設整備6	私立保育所整備2、小規模保育施設整備5、幼稚園が認定こども園に移行2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
不足数 ①-②		205	△496	△1,016	△1,092	△1,172	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	55	△117	△170	△181	△196	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	68	△154	△375	△407	△437	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	82	△225	△471	△504	△539	

※ 量の見込みは、平成25年度の実績から推計した。

(10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
担当	保育幼稚園課
提供区域	3区域

病児・病後児対応型

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		5,921	5,825	5,780	5,697	5,567
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,279	1,258	1,248	1,230	1,202
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2,078	2,045	2,029	2,000	1,954
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2,564	2,522	2,503	2,467	2,411
②供給量		3,600	4,800	6,000	6,000	6,000
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,200	2,400	2,400	2,400	2,400
供給施設数(か所)		3	4	5	5	5
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	2	2	2
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	2	2	2	2
不足数 ①-②		2,321	1,025	△220	△303	△433
A	J R以南地域、片山・岸部地域	79	58	48	30	2
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	878	845	△371	△400	△446
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,364	122	103	67	11

※ 量の見込みは、平成25年度のキャンセル率(27.2%)を控除し、推計した。

※ 供給数…1施設で年間1,200人の利用が可能とする。

体調不良児対応型

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		11,120	11,360	12,320	12,320	12,320
A	J R以南地域、片山・岸部地域	3,631	3,631	3,631	3,631	3,631
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2,902	2,902	3,382	3,382	3,382
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	4,587	4,827	5,307	5,307	5,307
②供給量		5,360	5,600	6,800	6,800	6,800
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,951	1,951	2,431	2,431	2,431
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,462	1,702	1,942	1,942	1,942
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,947	1,947	2,427	2,427	2,427
供給施設数(か所)		22	23	28	28	28
A	J R以南地域、片山・岸部地域	8	8	10	10	10
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	6	7	8	8	8
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	8	8	10	10	10
不足数 ①-②		5,760	5,760	5,520	5,520	5,520
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,680	1,680	1,200	1,200	1,200
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,440	1,200	1,440	1,440	1,440
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2,640	2,880	2,880	2,880	2,880

《確保方策》

看護師を配置する私立保育所等に対して人件費の補助を行うほか、長時間の保育を実施するにあたっての保健・衛生業務に関する研修を行うなど、看護師業務のソフト面の支援を行うことにより事業の普及を図る。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。
担 当	児童育成課
提供区域	36 区域（小学校区）

市全域

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	2,249	2,297	2,314	2,341	2,321
	高学年	1,031	1,028	1,004	1,002	1,023
	合計	3,280	3,325	3,318	3,343	3,344
②供給体制		2,249	2,297	2,817	3,183	3,737
不足数 ①-②		1,031	1,028	501	160	△393

区域別

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み 吹一	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	27	27	27	27	27
	合計	76	77	78	78	78
②供給体制		49	50	64	74	80
不足数 ①-②		27	27	14	4	△2
①量の見込み 吹二	低学年	77	78	79	80	79
	高学年	35	35	34	34	34
	合計	112	113	113	114	113
②供給体制		77	78	95	108	120
不足数 ①-②		35	35	18	6	△7
①量の見込み 吹三	低学年	105	107	107	109	107
	高学年	61	61	60	60	61
	合計	166	168	167	169	168
②供給体制		105	107	135	159	168
不足数 ①-②		61	61	32	10	0
①量の見込み 東	低学年	44	45	45	46	45
	高学年	18	18	17	17	17
	合計	62	63	62	63	62
②供給体制		44	45	53	60	80
不足数 ①-②		18	18	9	3	△18

①量の見込み 南	低学年	73	75	75	76	75
	高学年	30	30	29	29	30
	合計	103	105	104	105	105
②供給体制		73	75	88	100	120
不足数 ①-②		30	30	16	5	△15
①量の見込み 吹六	低学年	35	36	36	36	36
	高学年	9	9	9	9	9
	合計	44	45	45	45	45
②供給体制		35	36	40	44	80
不足数 ①-②		9	9	5	1	△35
①量の見込み 千一	低学年	81	83	84	85	84
	高学年	43	43	42	42	43
	合計	124	126	126	127	127
②供給体制		81	83	105	120	127
不足数 ①-②		43	43	21	7	0
①量の見込み 千二	低学年	85	87	87	89	88
	高学年	47	47	46	45	46
	合計	132	134	133	134	134
②供給体制		85	87	110	128	134
不足数 ①-②		45	47	23	6	0
①量の見込み 千三	低学年	82	84	85	85	85
	高学年	44	43	42	42	43
	合計	126	127	127	127	128
②供給体制		82	84	109	121	128
不足数 ①-②		44	43	18	6	0
①量の見込み 千里新田	低学年	52	53	53	54	53
	高学年	29	29	28	28	29
	合計	81	82	81	82	82
②供給体制		52	53	67	78	82
不足数 ①-②		29	29	14	4	0
①量の見込み 佐井寺	低学年	40	40	41	41	41
	高学年	24	24	23	23	24
	合計	64	64	64	64	65
②供給体制		40	40	52	60	80
不足数 ①-②		24	24	12	4	15

①量の見込み 東佐井寺	低学年	67	68	68	69	69
	高学年	26	26	25	25	26
	合計	93	94	93	94	95
②供給体制		67	68	82	90	120
不足数 ①-②		26	26	11	4	△25
①量の見込み 岸一	低学年	21	22	22	22	22
	高学年	12	11	11	11	11
	合計	33	33	33	33	33
②供給体制		21	22	28	31	40
不足数 ①-②		12	11	5	2	△7
①量の見込み 岸二	低学年	56	57	58	58	58
	高学年	18	18	17	18	18
	合計	74	75	75	76	76
②供給体制		56	57	68	73	80
不足数 ①-②		18	18	7	3	△4
①量の見込み 豊一	低学年	133	135	137	138	137
	高学年	64	64	63	63	65
	合計	197	199	200	201	202
②供給体制		133	135	168	189	202
不足数 ①-②		62	64	32	12	0
①量の見込み 豊二	低学年	72	74	74	75	74
	高学年	28	28	27	27	28
	合計	100	102	101	102	102
②供給体制		72	74	87	98	120
不足数 ①-②		28	28	14	4	△18
①量の見込み 江坂大池	低学年	23	24	24	24	24
	高学年	9	9	8	8	9
	合計	32	33	32	32	33
②供給体制		23	24	28	31	40
不足数 ①-②		9	9	4	1	△7
①量の見込み 山手	低学年	93	95	94	96	96
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	126	128	126	128	128
②供給体制		93	95	112	122	128
不足数 ①-②		33	33	14	6	0

①量の見込み 片山	低学年	68	69	69	70	70
	高学年	40	40	39	39	39
	合計	108	109	108	109	109
②供給体制		68	69	88	104	120
不足数 ①-②		40	40	20	5	△11
①量の見込み 山一	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	25	25	24	24	25
	合計	79	80	80	80	81
②供給体制		54	55	68	76	81
不足数 ①-②		25	25	12	4	0
①量の見込み 山二	低学年	32	33	33	34	33
	高学年	13	13	12	12	12
	合計	45	46	45	46	45
②供給体制		32	33	39	44	60
不足数 ①-②		13	13	6	2	△15
①量の見込み 山三	低学年	56	58	58	59	58
	高学年	38	38	37	37	38
	合計	94	96	95	96	96
②供給体制		56	58	76	91	120
不足数 ①-②		38	38	19	5	△24
①量の見込み 山五	低学年	31	32	32	33	32
	高学年	13	13	13	13	13
	合計	44	45	45	46	45
②供給体制		31	32	39	44	45
不足数 ①-②		13	13	6	2	0
①量の見込み 東山田	低学年	85	87	88	88	88
	高学年	31	31	31	31	31
	合計	116	118	119	119	119
②供給体制		85	87	104	114	120
不足数 ①-②		31	31	15	5	△1
①量の見込み 南山田	低学年	165	168	170	172	170
	高学年	69	69	69	68	70
	合計	234	237	239	240	240
②供給体制		165	168	205	229	240
不足数 ①-②		69	69	34	11	0

①量の見込み 西山田	低学年	34	34	35	35	35
	高学年	12	12	11	11	12
	合計	46	46	46	46	47
②供給体制		34	34	40	44	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△33
①量の見込み 北山田	低学年	93	95	96	97	96
	高学年	45	45	44	44	45
	合計	138	140	140	141	141
②供給体制		93	95	117	133	160
不足数 ①-②		45	45	23	8	△19
①量の見込み 千里丘北 (H27 新設)	低学年	31	31	32	32	32
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	43	43	44	44	44
②供給体制		31	31	38	42	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△36
①量の見込み 佐竹台	低学年	62	64	64	65	64
	高学年	18	18	17	17	18
	合計	80	82	81	82	82
②供給体制		62	64	72	79	82
不足数 ①-②		18	18	9	3	0
①量の見込み 高野台	低学年	32	33	33	34	33
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	44	45	45	46	45
②供給体制		32	33	39	44	60
不足数 ①-②		12	12	6	2	△15
①量の見込み 津雲台	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	22	22	22	22	22
	合計	71	72	73	73	73
②供給体制		49	50	64	71	80
不足数 ①-②		22	22	9	2	△7
①量の見込み 古江台	低学年	67	69	69	70	70
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	100	102	101	102	102
②供給体制		67	69	82	96	120
不足数 ①-②		33	33	19	6	△18

①量の見込み 藤白台	低学年	69	70	70	72	71
	高学年	31	31	31	31	31
	合計	100	101	101	103	102
②供給体制		69	70	86	98	120
不足数 ①-②		31	31	15	5	△18
①量の見込み 青山台	低学年	42	43	43	44	43
	高学年	20	19	19	19	19
	合計	62	62	62	63	62
②供給体制		42	43	53	60	80
不足数 ①-②		20	19	9	3	△18
①量の見込み 桃山台	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	21	21	20	20	21
	合計	75	76	76	76	77
②供給体制		54	55	66	73	80
不足数 ①-②		21	21	10	3	△3
①量の見込み 千里たけみ	低学年	37	38	39	39	39
	高学年	19	19	19	18	19
	合計	56	57	58	57	58
②供給体制		37	38	50	55	80
不足数 ①-②		19	19	8	2	△22

《確保方策》

- 対象学年を年次的に拡大することとし、平成 29 年度に 4 年生まで、平成 30 年度に 5 年生まで、平成 31 年度に 6 年生までを対象とします。
- 学校の余裕教室確保に努めます。
- 定員の弾力的な運営により、提供可能数を確保します。
- 学校施設の一時的な利用（教室の時間借り）を検討します。
- 民間活力の活用を検討します。

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

- (1) 現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及

- (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

- (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

- (4) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。
教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

5. その他計画に記載する事項（任意記載事項）

（1）市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等。

（2）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策。

（3）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策。

（4）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策。

（5）市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期。

（6）市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）。

(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等。

6. 子ども・子育て支援関連施策

(1) 地域子育て支援

- ア 地域子育て支援センター
- イ 児童会館・児童センター
- ウ 電話相談

(2) 手当、医療費助成

- ア 児童手当、児童扶養手当
- イ 子ども医療費助成

(3) 母子保健

- ア 妊産婦・新生児への訪問指導等
- イ 乳幼児健康診査
- ウ その他の保健指導や育児相談

(4) 地域団体における子育て支援活動

- ア 地域教育協議会の活動
- イ 地区福祉委員会における子育てサロン
- ウ 民生・児童委員協議会の活動
- エ 地域子育て支援関係機関連絡会

(5) 放課後子ども総合プラン

第4章 計画の推進に向けて

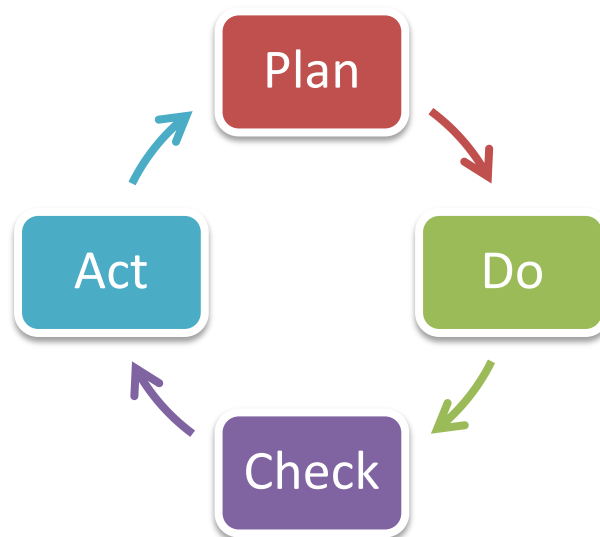
子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、府の関係各機関とも連携を図っていく必要があります。

(1) 計画の推進体制

(2) 効果的な計画の推進にむけて

本市において、より効果的に計画を推進していくために、市民と接する様々な機会を利用して、市民からの意見・評価を把握し、適切な施策・事業を実施するとともに、計画の進捗状況を把握・点検し、評価・見直しを行うことにより、PDCAサイクルを実施していきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、市民に公表します。



計画(Plan)

- 目標を設定し、それを実現するための計画(施策)を策定(もしくは改定)

実行(Do)

- 計画(施策)を実施し、その成果を測定

評価(Check)

- 測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善(Act)

- 計画(施策)の継続的改善・向上に必要な措置の実施

参考資料

1. 吹田市子ども・子育て支援審議会

平成 25 年 3 月 29 日条例第 21 号

吹田市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成 25 年吹田市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 医療関係者 1 人以内
- (3) 社会福祉関係者 1 人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 7 人以内
- (5) 事業者 1 人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1 人以内
- (7) 市民 2 人以内

(部会)

第 3 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営については、条例第 4 条第 3 項及び第 5 条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども部子育て支援室において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

■ 吹田市子ども・子育て支援審議会委員名簿

<任期：平成25年(2013年)6月24日～平成27年(2015年)5月31日>

(敬称略)

	氏名	規定上の区分	機関・団体名等
1	◎ 泉 千勢	学識経験者	大阪府立大学名誉教授
2	○ 峯本 耕治	学識経験者	弁護士
3	御前 治	医療関係者	吹田市医師会副会長
4	渡邊 眞	社会福祉関係者	吹田市民生・児童委員協議会副会長
5	田中 勲	教育関係者	吹田市PTA協議会会長
6	香川 俊治	教育関係者	吹田市こども会育成協議会会長
7	粉川 雅至	教育関係者	吹田市私立幼稚園連合会会長
8	上農 あゆみ	教育関係者	吹田市私立幼稚園児の保護者
9	山口 剛	教育関係者	吹田市留守家庭児童育成室入室児の保護者
10	武内 慎吾	保育関係者	吹田市私立保育園連盟会長
11	植田 貴士	保育関係者	吹田市立保育園児の保護者
12	井村 卓治	事業者	吹田商工会議所常議員
13	松下 睦子	子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者	子育て広場オアシス代表
14	長瀬 弥生	市民	公募委員
15	長谷川 美津代	市民	公募委員

※◎は会長、○は副会長

2. 検討経過

◆吹田市子ども・子育て支援審議会

平成 25 年度

開催日	回	主な内容
平成 25 年 8 月 29 日 (木)	準備会	<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに 2 委員の紹介 3 会長、副会長の選出について 4 審議会の傍聴に関する取扱いについて 5 その他
平成 25 年 8 月 29 日 (木)	第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援事業計画について 2 ニーズ調査について 3 その他
平成 25 年 9 月 30 日 (月)	第 2 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 ニーズ調査について 2 その他
平成 25 年 11 月 28 日 (木)	第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 ニーズ調査について 2 地域子ども・子育て支援事業の概要について 3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況等について 4 その他
平成 26 年 3 月 25 日 (火)	第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 ニーズ調査結果の概要について 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について 3 教育・保育提供区域の設定について 4 その他

平成 26 年度

開催日	回	主な内容
平成 26 年 6 月 19 日 (木)	第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項及び今後のスケジュールについて 2 教育・保育の提供区域及び「量の見込み」について 3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び「量の見込み」について 4 子ども・子育て支援新制度に関する基準の検討について 5 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設の自己負担金(保育料)のあり方について 6 その他
平成 26 年 8 月 28 日 (木)	第 2 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の提供の現状と確保方策の方針について 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域、「量の見込み」と供給体制等について 3 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設等の利用者負担について 4 その他
平成 26 年 11 月 21 日 (金)	第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 (仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

3. アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市内在住対象者に対してアンケート調査を行うことにより、住民の子育て支援に関する生活実態や要望などを把握し、事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とする。

(2) 調査方法

ア 調査対象地域

吹田市全域を対象とした。

イ 調査対象者

吹田市内在住者を対象に、以下の2区分に該当する人を対象とした調査を実施した。

区分	調査対象	標本数
1	市内在住の0～5歳までの就学前児童	3,000
2	市内在住の小学校1年生～6年生の児童	3,000
合計		6,000

歳	生年月日
0歳	H24年(2012年)4月2日～H25年(2013年)11月1日
1歳	H23年(2011年)4月2日～H24年(2012年)4月1日
2歳	H22年(2010年)4月2日～H23年(2011年)4月1日
3歳	H21年(2009年)4月2日～H22年(2010年)4月1日
4歳	H20年(2008年)4月2日～H21年(2009年)4月1日
5歳	H19年(2007年)4月2日～H20年(2008年)4月1日

学年	生年月日
1年生	H18年(2006年)4月2日～H19年(2007年)4月1日
2年生	H17年(2005年)4月2日～H18年(2006年)4月1日
3年生	H16年(2004年)4月2日～H17年(2005年)4月1日
4年生	H15年(2003年)4月2日～H16年(2004年)4月1日
5年生	H14年(2002年)4月2日～H15年(2003年)4月1日
6年生	H13年(2001年)4月2日～H14年(2002年)4月1日

ウ 抽出方法

住民基本台帳から対象世帯を母集団として、層化抽出方法により抽出した。

エ 調査方法

郵送による配布及び回収

オ 調査期間

平成 25 年 12 月 2 日（月）～平成 25 年 12 月 20 日（月）

（3）回収結果

回収結果は以下の通りである。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5 歳）	3,000	1,454	48.5%
就学児童（小学生）	3,000	1,462	48.7%
合計	6,000	2,916	48.6%

4. 基本指針（抜粋）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

別表第1 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事 項	内 容
1 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第2の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号、次表第2号及び別表第5第2号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第3の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

別表第2 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもの数から法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
2 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。)を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第3 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事 項	内 容
1 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
2 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
3 放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。
4 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
5 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

<p>6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</p>	<p>児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>7 地域子育て支援拠点事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>8 一時預かり事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>9 病児保育事業</p>	<p>以下のいずれかの方法で設定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 2 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること
<p>10 子育て援助活動支援事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>11 妊婦に対して健康診査を実施する事業</p>	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

別表第4 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。